

払田柵跡調査事務所年報1979

払田柵跡

— 第23～30次発掘調査概要 —

秋田県教育委員会
払田柵跡調査事務所

序 文

払田柵跡調査事務所は、本年度第2次5か年計画第1年次として、学術調査を主体とした第28・30次調査と、遺跡関連地内における公私の土木・建築事業に対応する第14・23~27・29次調査を実施しました。

第28次調査は政府城隣接南地区で行なわれ、政府付属建物の遺構が発見確認され、又、第30次調査は外郭南門より西の外郭角材列の再確認のための精査を行ない、墨書き角材を検出するなどの貴重な成果を収めることができました。

ここに、本年度の発掘調査の概要を刊行するにあたって、ご指導ご高配を賜わりました文化庁関係、顧問の各位、ご支援ご協力いただきました関係各位に対し、深甚なる感謝の意を申し述べます。

昭和55年3月31日

秋田県教育委員会

教育長 畠山芳郎

例　　言

1 本年報は、調査の速報を編集方針とし、全所員が発掘調査と整理作業にあたった。発掘調査概要の作成にあたり、次のとおり分担し、黒丸三郎・町田祐子・高橋敬子・田村龍子が企画的に協力した。

船木義勝 VI, IX 1・4, XI 1・4。 小西秀典 III, IV, VII, IX 2・3, XI 2, 3。

竹村昭雄 V, VIII, X。

2 本年報と現地説明会資料等、既報の記述とに相違がある場合は、本年報を正確なものとする。

3 発掘調査および整理・概要作成にあたって、顧問・文化庁・奈良国立文化財研究所のほか、宮城県多賀城跡調査研究所・秋田市秋田城跡発掘調査事務所・酒田市教育委員会・水沢市教育委員会・盛岡市教育委員会および下記の方々から指導助言等の御協力をいただいたので、記して感謝の意を表したい。

仙北町役場 伊藤喜四郎・後藤八郎・佐藤久之助・竹村隆雄・鈴木金一 仙北町教育委員会
後藤千代松・竹村省吾・齊藤隆太郎・高橋満男・高橋薰 仙北町公民館 後藤穂太郎・藤井東龍・樋尾幸雄 作業員 大河喜栄・茂木福太郎・山田善之助・山田アイ・越後耕一・菅原道明・後藤一三・菅原龍助・菅原謙藏・高柳竜太郎・高橋市三郎・大野和典・越後谷慎一・
鈴木弥一郎・後藤龍男 土地所有者 高梨正進会第九支部(代表 後藤清治)・藤原トシ子・熊谷謹一・後藤清治・島山実・越後谷鶴治・後藤龍男・長淵龍徳・高柳達美・越後谷七左衛門・熊谷功輝・藤井東龍・越後谷慎一・高柳秀隆・後藤繁の諸氏。

4 土色の記載については、小山正忠・竹原秀雄編著『新版 標準土色帖』(1976. 9)を参考にした。

5 実測図は、国土調査法第X座標系を基準に作製した。詳細は『払田柵跡調査事務所年報 1977』を参照されたい。

払田柵跡調査事務所年報1979 正誤表

頁	行	誤	正
		S B240溝	S D240溝
14	上 13	調査区全体の	調査区全体が
16	下 4	(第17・18回、図版7)	(第17・18回、図版7・8)
21	下 9	(西から7.5+7+7+6.5尺)	(西から7.5+7+7+7+6.5尺)
22	下 3	東西棟行	東西棟桁行
25	上 3	梁行23尺	梁行32尺
35	上 6	築地基底部の	築地基底部の
36	上 6	基礎	基礎板
44	下 4	見いだせなかつた	見いだせなかつた
44	下 1	礎材	礎板
46		比木九枝四枝一丈五尺	比木九枝四枝長一丈五尺
48	上 2	1 地説明会	1 現地説明会
49	上 9	城神廻り遺跡	坂下遺跡
49	上 10	土館字城神廻り	麻舞字坂下
図版 3			1 第24次発掘調査前

目 次

I	はじめに	1
II	調査計画と実績	2
III	第14次補足調査	6
IV	第23次発掘調査	8
V	第24次発掘調査	10
VI	第25次発掘調査	11
VII	第26次発掘調査	13
VIII	第27次発掘調査	15
IX	第28次発掘調査	18
1	調査経過	18
2	発見遺構	21
3	出土遺物	27
4	小結	31
X	第29次発掘調査	32
XI	第30次発掘調査	35
1	調査経過	35
2	発見遺構	35
3	出土遺物	44
4	小結	44
付 章		46
XII	調査成果の普及と関連活動	48

表 目 次

第1表 発掘調査計画表.....	2
第2表 発掘調査実績表.....	5

挿 図 目 次

第1図 払田構跡発掘調査地域図.....	3
第2図 第14次発掘調査地形図.....	6
第3図 第14次発掘調査実測図.....	6
第4図 西壁・東壁土層図.....	7
第5図 第23次発掘調査地形図.....	8
第6図 第23次発掘調査実測図.....	9
第7図 西壁土層図.....	9
第8図 第24次発掘調査地形図.....	10
第9図 第24次発掘調査実測図.....	10
第10図 東壁土層図.....	11
第11図 第25次発掘調査実測図.....	12
第12図 S X 291実測図	12
第13図 西壁土層図.....	13
第14図 第26・27次発掘調査地形図.....	14
第15図 第26次発掘調査実測図.....	14
第16図 東壁土層図.....	14
第17図 第27次発掘調査実測図.....	16
第18図 西壁土層図.....	16
第19図 政庁地区地形図.....	19
第20図 第28次発掘調査遺構配置図.....	20
第21図 西壁土層図.....	21
第22図 S B 303—12建物実測図	22

第23図 S B 303—6, S B 229A・B—15建物実測図	22
第24図 S B 300A・B—7 建物実測図	22
第25図 溝状造構等実測図	23
第26図 S B 240溝, S X 302実測図	25
第27図 S E 296井戸実測図	26
第28図 第28次発掘調査出土土器実測図	28
第29図 第29次発掘調査実測図	32
第30図 S A 307角材列, S L 308壁跡実測図	33
第31図 S A 307 角材列土層図	34
第32図 東壁土層図	34
第33図 第30次発掘調査地形図	37
第34図 S A 309角材列K地区実測図	39
第35図 S A 309角材列土層図	36
第36図 S A 309角材列P地区実測図	41
第37図 S A 309角材列上層図	43
第38図 「歩板等奉旨解」	46

彩 色 図 版

- 1 (上) 航空写真 (下) 航空写真
- 2 (上) 前殿全景 (下) 前殿全景
- 3 (上) 角材列 P地区 (下) 角材列 P地区

圖 版 目 次

- 圖版 1 (1)第14次発掘調査区 (2)同 (3)S M290道路
- 圖版 2 (1)第23次発掘調査前 (2)同 発掘調査区 (3)同 西壁土層
- 圖版 3 (1)第24次発掘調査前 (2)同 発掘調査区 (3)同 東壁土層
- 圖版 4 (1)第25次発掘調査区 (2)同 西壁土層
- 圖版 5 (1)材木痕跡 (2)同
- 圖版 6 (1)第26次発掘調査前 (2)同 発掘調査区 (3)同 東壁土層
- 圖版 7 (1)第27次発掘調査前 (2)同 発掘調査区
- 圖版 8 (1)盛土(護岸) (2)西壁土層
- 圖版 9 (1)第28次発掘調査前 (2)同
- 圖版10 (1)前殿 全景 (2)同
- 圖版11 (1)前殿 全景 (2)同
- 圖版12 (1)S B 303—12建物 (2)S B 229B—5建物
- 圖版13 (1)S B 229A・B—10建物 (2)S B 300A・B—13建物
- 圖版14 (1)S B 303—6, S B 229A・B—15建物 (2)同 土層
- 圖版15 (1)S B 300A・B—7建物 (2)同 土層
- 圖版16 (1)S D 123・144・240溝 (2)S D 240溝 土層 I R 90
- 圖版17 (1)S E 296井戸 (2)同 土層
- 圖版18 第28次発掘調査出土土器
- 圖版19 (1)第29次発掘調査区 遠景 (2)同
- 圖版20 (1)S A 307角材列, S L 308旧基跡 (2)S A 307角材列
- 圖版21 (1)第30次発掘調査遠景 F地区 (2)S A 309角材列K地区
- 圖版22 (1)S A 309角材列 K地区 (2)同土層
- 圖版23 (1)S A 309角材列 P地区 (2)同
- 圖版24 (1)S A 309角材列 P地区 (2)同
- 圖版25 (1)S A 309角材列 P地区 (2)同 縦断面
- 圖版26 (1)角材土層 P地区 (2)同
- 圖版27 (1)墨書き角材 (2)同

I はじめに

当調査事務所は、本年度、第1次5か年計画の成果にもとづき策定されました第2次計画の第1年次として、第28・30次の学術調査と、遺跡関連地内の土木・建築事業に対応する第14・23~27・29次の事前調査を実施しました。

その結果、第28次発掘調査によって、政庁域の隣接南部地区に政庁付属の建物構造（仮称前殿）を発見確認することができ、遺跡中枢部の構成解明に重要な手がかりを収めることができました。

又第30次発掘調査は外郭線確認のため、外郭南門より西へ約800mの角材列の再確認とその精査を実施しましたところ、他に類例を見ない墨書き材1点を検出しました。今後この墨書きの解説を必要としますが、これは、貴重な出土遺物であると考えられます。

今、本年度の発掘調査の概要をまとめ、当事務所の年報を刊行することになりましたが、これが今後の考古学研究上並びに遺跡保存の一助となれば幸甚であります。

なお、調査研究にあたりまして、文化庁・奈良国立文化財研究所・顧問 秋田大学教授新野直吉氏・宮城県多賀城跡調査研究所よりのご指導ご助言に、心から感謝を申し上げますとともに、地元仙北町・同教育委員会・千畑村・同教育委員会および土地所有者・作業員の皆さまのご協力に対し、厚くお礼申し上げます。

昭和55年3月31日

秋田県払田橋跡調査事務所

所長 寺山清利

II 調査計画と実績

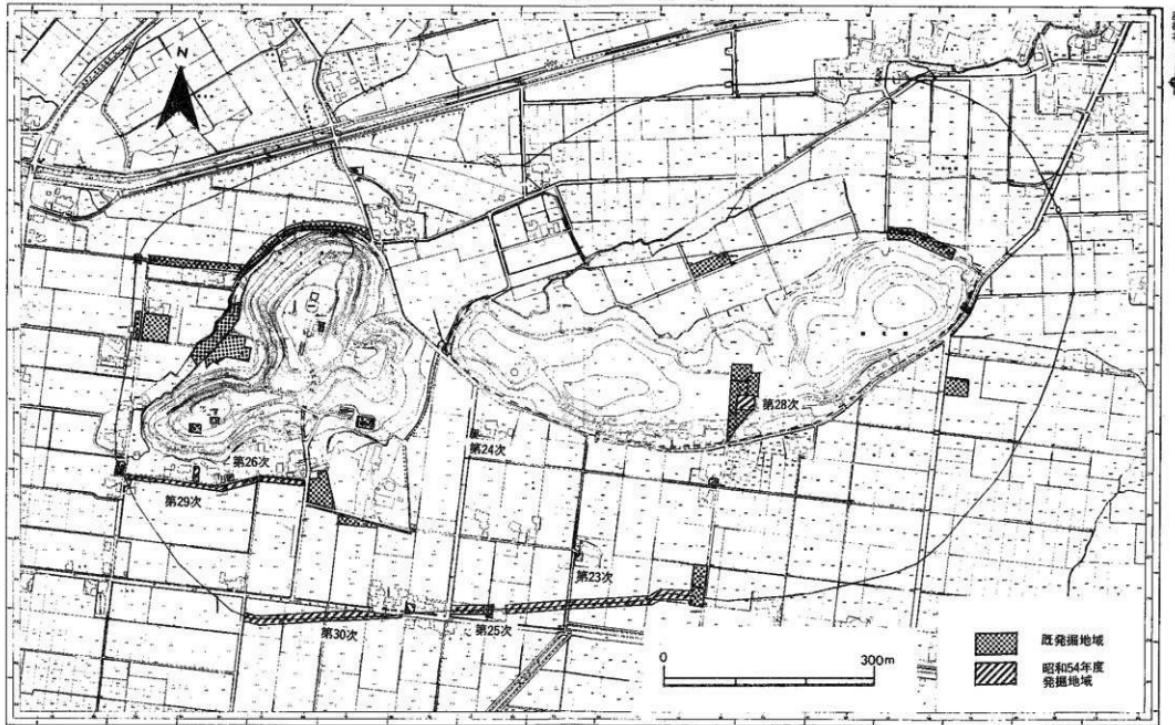
昭和54年度の発掘調査は「払田柵跡発掘調査要項」に基づく、第2次5か年計画の第1年次にあたる。さいわい発掘調査費については秋田県の要求額どおりの国庫補助金の内示（総経費970万円のうち、国庫補助額485万円）を得たので、次のような「昭和54年度払田柵跡発掘調査計画（案）」を立案した。

第1表 発掘調査計画表

調査次数	調査地域	調査面積	調査期間	備考
第14次	外郭東部地区内	250m ²	4月11日～5月20日	
第23次	外郭南部地区内	20m ²		
第24次	外郭南部地区内	15m ²	5月21日～6月10日	
第25次	外郭線南部地区内	45m ²		
第26次	真山南麓地区内	40m ²		
第27次	真山南麓地区内	33m ²	6月10日～6月30日	
第28次	政庁城南東地区内	500m ²	7月1日～9月20日	
第29次	真山南麓地区内	100m ²	9月21日～10月10日	但し、国庫補助対象外事業
第30次	外郭南門跡西部外郭線	400m ²	10月11日～11月30日	
合計	9地区	1,403m ²		

第14次発掘調査は昨年度からの継続調査である。第23～27次発掘調査は、史跡指定内居住する方々から提出された現状変更申請書の提出に基づく事前調査として実施したものである。第28次発掘調査は、第2次5か年計画の基本計画に基づく中枢施設の全面発掘の一環として実施し、いわゆる「前殿」建物を新発見することができた。本調査は政庁東側の前殿を確認したが

史跡 扱田構跡



第1図 扱田構跡発掘調査地域図

西側においても対称位置に存在すると思われる。第29次発掘調査は森崎2号線の道路拡幅工事に伴う事前調査である。第30次発掘調査は、第2次5か年計画の基本計画に基づく外郭線の位置と構造の把握の一環として実施して成果を得ることができた。

昭和54年度の発掘調査の実績はつぎのとおりである。

第2表 発掘調査実績表

調査次数	調査地域	発掘面積	調査期間
第14次	外郭東部地区(大谷地20-1・2)	192m ²	4月10日～5月12日
第23次	外郭南部地区(仲谷地120)	20m ²	5月21・22日
第24次	外郭南部地区(館前39)	16m ²	10月2・3日
第25次	外郭線南部地区(館前17)	17m ²	5月22～24日
第26次	真山南麓地区(真山7-6)	13m ²	5月25・26日
第27次	真山南麓地区(森崎144)	28m ²	5月28日～6月2日
第28次	政庁城南東地区(長森56)	500m ²	6月4日～9月24日
第29次	真山南麓地区(森崎(森崎2号線))	135m ²	12月6日～12月10日
第30次	外郭南門跡西部外郭線(仲谷地・館前)	535m ²	10月15日～12月22日
合計	9地区	1,456m ²	

なお、年間を通して出土遺物・資料の整理をおこなった。

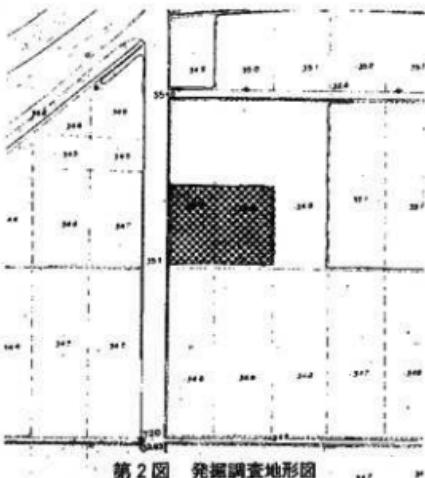
II 第14次発掘調査

1 調査経過 (第2回、図版1)

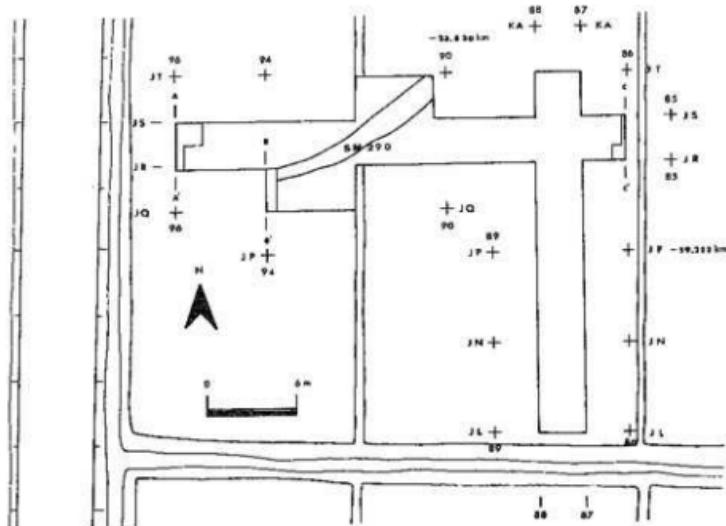
昭和53年6月、仙北町払田字長森12番地、藤原トシ子氏より住宅改築のため、現状変更許可申請書が文化庁に提出された。

文化庁から、昭和53年8月30日付委保第4の832号で、現状変更は好ましくない旨の通知があった。

このため、管理団体仙北町と仙北町教育委員会、藤原トシ子氏と協議の結果、昭和53年12月、仙北町払田字大谷地20の1、21番地へ移転新築する旨の現状変更許可申請書を再度提出した。文化庁は、昭和54年3月26日付委保第4の1437号で、事前発掘調査を条件に許可する旨の回答があった。



第2図 発掘調査地形図



発掘調査は、昭和53年11月に耕作土を掘下げ（延べ159m²）たが、調査条件が充分満たされず年度内に終了することができなかつたため、本年度は発掘面積を拡張しながら、敷地面積892.3m²、宅地面積190.98m²のうち、約192m²を発掘した。

2 発見遺構

(第3・4図、図版1)

SM290 調査地域左側
トレンチほぼ中央に、北東から南西にはしる旧道路跡である。

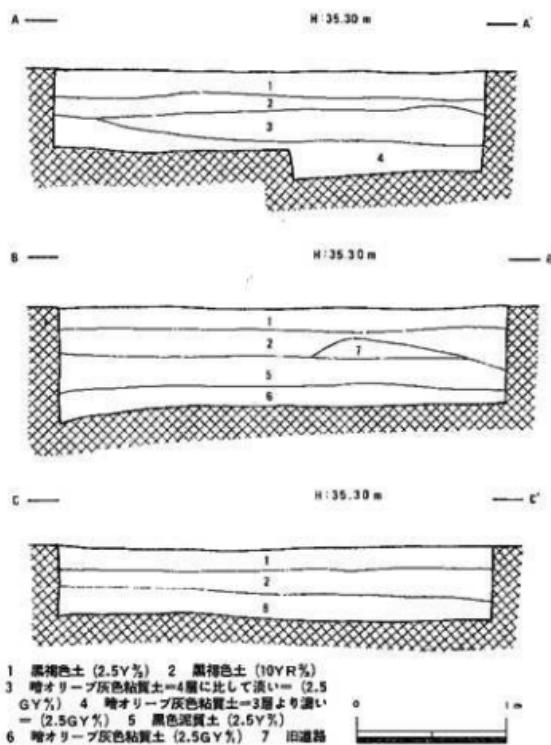
本遺構は、第1層耕作土下、第2層黒褐色土上面で確認した。幅0.80~1.60m、厚さ約0.14mで、川砂利(径2~5cm)と川砂を敷いた遺構である。

3 出土遺物

(1) 土器

土器はすべて第2層より土師器10、須恵器6、磁器1の計17点出土したが、いずれも小破片で観察できるものはなかった。

(2) 木器



第4図 西壁・東壁土層図

第2層より箸2点出土した。

(3) 金属器

第2層上面より鎌を出土した。大正から昭和の時代に使用されたものであろう。

4 小 結

本調査では約20点の遺物を検出することができた。またSM290を確認することができたが、「耕地整理地区現形図」から古代の遺構ではなく、明治初期の耕地整理以前のものと考えられる。

第1・2層は、耕地整理事業・耕作などの土の移動により、古代以降に遺構の擾乱がおこなわれたであろう。

IV 第23次発掘調査

1 調査経過(第5図、図版2)

昭和53年12月21日付、仙北郡仙北町払田字仲谷地120番地、熊谷謹一氏より物置小屋新築のため、同氏所有の仙北町払田字仲谷地116番地の現状変更許可申請書が文化庁に提出された。

文化庁から、昭和54年3月28日付委保第4の3号をもって、工事に際しては仙北町教育委員会の職員の立会を求める事、及び秋田県教育委員会の指示を受けたうえ、許可する旨の回答があった。

当事務所では、事前に地下遺構の有無の確認のため、第23次発掘調査として実施した。

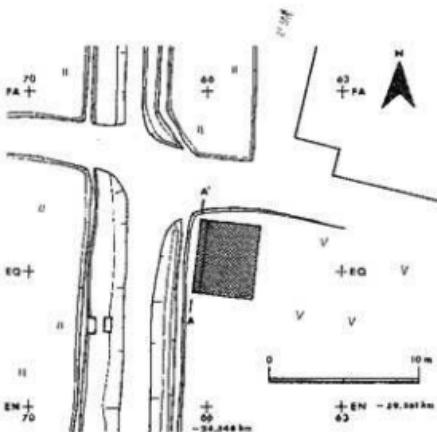


第5図 発掘調査地形図

2 発見遺構(第6・7図、

図版2)

土層、第1層は黒褐色土、第2層は黑色土、第3層は黑色粘質土に明褐色土が混入、第4層は灰色粘質土である。地山面まで深さ約0.50mで、第3層(厚さ10~16cm)より遺物を検出することができ、黑色粘質土でしまりがあり、第3層上下面で起伏がみられることから古代の生活面と考えられる。しかし、平面観察から遺構の確認をすることができなかつた。

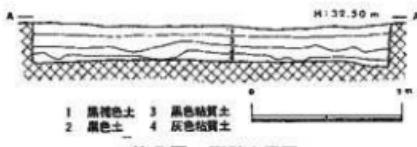


第6図 発掘調査実測図

3 出土遺物

土器はすべて第3層より出土した。

(1) 土器



第7図 西壁土層図

127点出土したが、いずれも小破片で摩滅が著しく、詳細不明である。

(2) 須恵器

3点出土したが、小破片のため詳細不明である。

4 小結

遺構の発見はなかったが、遺物を130点出土することができたことは成果であった。

土層観察により第3層は、黑色粘質土で凹凸があること、また土地所有者の話によると、屋敷周辺の田畠より、耕作時期になると時より遺物を検出することがあるとのことで、この周辺

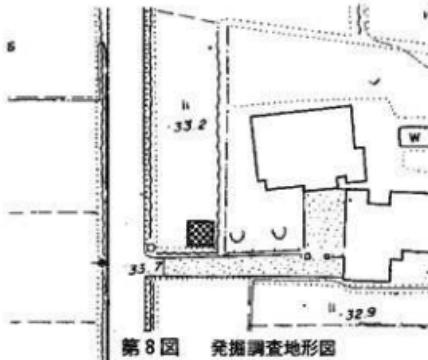
には何らかの造構が存在していると考えられる。

V 第 24 次 発掘調査

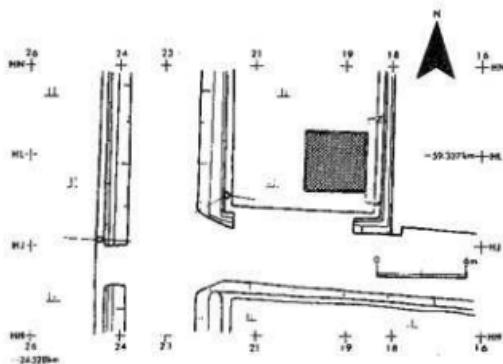
1 調査経過（第8図、図版3）

昭和53年11月18日付、仙北郡仙北町払田字館前37番地、後藤清治氏より物置小屋新築のため、同氏所有仙北町払田字館前39の2番地地内の現状変更許可申請書が文化庁に提出された。

これに対し文化庁からは、昭和54年3月26日付委保第4の1361号をもって、事前に発掘調査を行ない、実施にあたっては、秋田県教育委員会の指示を受けることを条件に許可する旨の回答があった。当事務所では第24次発掘調査として実施した。申請地の建物敷地面積 29.16 m²のうち 16 m²を事前に発掘調査した。



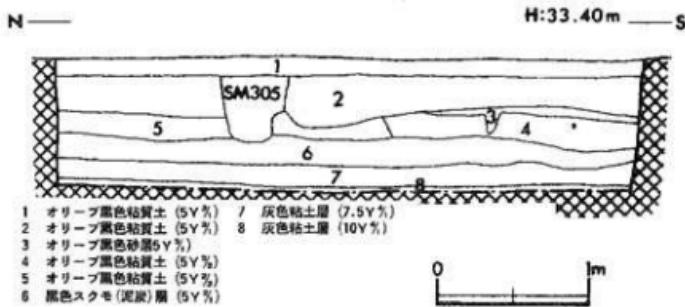
第8図 発掘調査地形図



第9図 発掘調査実測図

2 発見遺構（第9・10図、図版3）

SM305 長森、真山間の
南北に走る道路から東側の後藤氏宅へ通じる旧道である。この旧道は耕地整理墳まで利用されていた（後藤清治氏談）。第2層オリーブ黒色粘質土層を、上面幅0.4~0.5m、底面幅0.18~0.2m、深さ（確認面より）0.4~0.45mの溝状に掘ったのちに、土砂利、玉石を敷きかためたものである。



第10図 東壁土層図

3 出土遺物

遺物の発見はなかった。

4 小 結

本調査による発見遺構は、旧道路跡だけにとどまった。

土層観察によると、第6～8層には、植物繊維の多い黒色スクモ層・灰色粘土層からなり、この付近は湿地帯であったと考えられる。

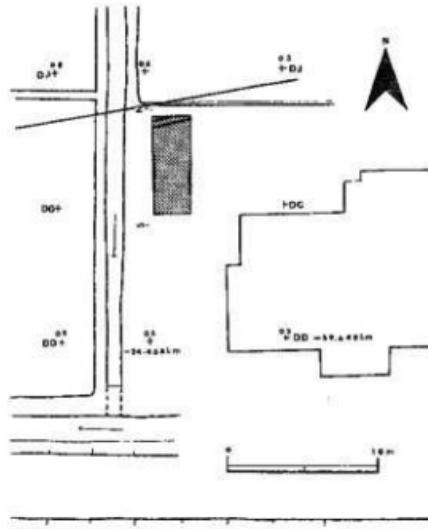
VII 第 25 次 発 挖 調 査

1 調査経過 (第11図、図版4-1)

仙北町弘田字館前17番地、島山実氏より昭和53年12月21日付で、住宅改築に伴う現状変更許

可申請書の提出があり、当申請を検討した結果、宅地北西隅に外郭線角材列が接している。現状変更行為による外郭線への直接の影響はないと思つたが、この機会に外郭線の位置を検討することとし、第25次発掘調査として実施した。本調査は住宅西側の畠地に東西2.5m、南北6.5mのトレンチ1本を入れた。調査の結果、外郭線角材列は北側の水田と接する位置にあることを認めたが、旧植え直後で水田から入水することが予想されあえて検出しなかった。

2 発見遺構（第12・13図、図版4-2-5）

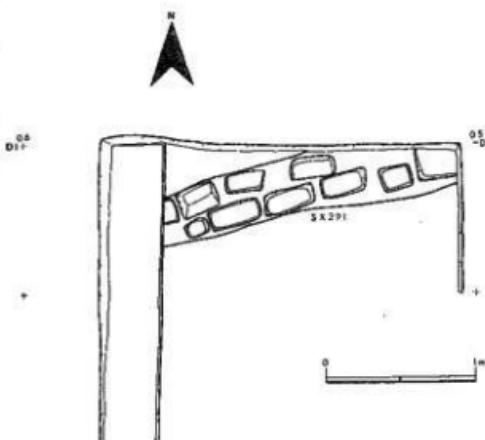


第11図 発掘調査実測図

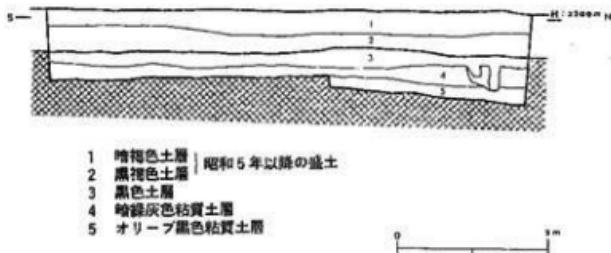
SX291 土層観察によれば、遺構は第4層の上面から切り込んでいて、布掘りの痕跡がよく残っている。土層や平面観察から掘形のなかに2本の材木が並列し、同一期の構造物であることがわかった。掘形の上面幅は0.3~0.45m、深さ約0.3mである。材木痕跡の規格は約0.1×0.5~0.2×0.35mでおそらく角材と思われるが、丸太材に近いものもある。

3 出土遺物

遺物の発見はなかった。



第12図 SX291実測図



第13図 西壁土層図

4 小 結

- (1) 材木は土地条件からみて、抜かれないと想定したはずで、消滅したとは考えにくい。おそらく、抜き痕跡と思われるが、材木痕跡の幅が東西(列)方向に大きく、南北幅が小さい。
- (2) S X291と外郭角材列とは、ほぼ平行する位置にあり、その距離間隔は約1mである。
- (3) 第30次発掘調査において、当発掘区の西側5mの地点でもS X291を再確認したが、その他の地点では検出されていない。したがって限定された地域にしか認められることになる。
- (4) 外郭角材列とS X291の規格や配列を比較すれば、S X291の材木痕跡が長方形に近く2列のためか、材木間隔の幅が大きいのが特異である。

VII 第 26 次 発 掘 調 査

1 調査経過 (第14図、図版6)

昭和54年1月16日付、仙北郡仙北町松田字真山6—7番地。越後谷鶴治氏より住宅改築のため現状変更許可申請書が文化庁に提出された。

文化庁から、昭和54年3月28日付
委保第4の113号をもって、事前発
掘調査を行い、秋田県教育委員会の
指示を受けたうえ許可する旨の回答
があった。

申請地は中世の土塁および堀が真
山南側裾をとりまく部分と思われる
が、既設住宅が現存しているため、
その前の堀部分13mを第26次発掘調
査として実施した。



第14図 発掘調査地形図

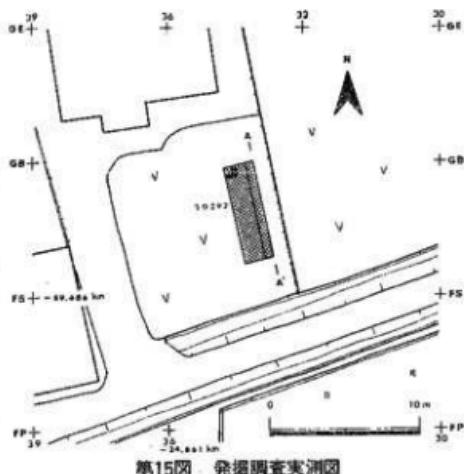
2 発見遺構 (第15・16図、 図版6)

SD292 調査区全体の堀である。
第1層～第9層よりなっており、
第1層は褐色土、第2層は黒褐色土、
第3層は暗褐色土、第4層は緑黒粘
質土、第5層はオリーブ黒粘質土、
第6層は暗青灰色粘質土、第7層は
黒褐色粘質土、第8層はオリーブ褐
色土（植物遺体腐植土）、第9層は
青黒粘質土で、第1層

～4層までは明治年間
後半住宅造成のための
盛土及び耕作土である。
第5～7層はシルト質
でグライ化し、水成堆
積土である。

堀の深さは、現地面

より1.13～1.46mであ
る。



堀の幅は既設住宅があるため、確認することができなかつた。

3 出土遺物

木器 下駄と思われる木片が1点出土した。

4 小 結

本調査は前記の通り、堀の幅を明確にできなかつたが、堀の深さが現地面より1.13~1.46m掘り込まれていることを考えれば、土壘と堀の比高差はかなりあつたと思われる。

この堀は中世城郭の一番外側の周堀で、第16次発掘調査で西側の周堀の一部を確認しており、それと連続する外堀の一部であろう。

さらに「奥羽永慶軍記」によれば、天文年間（16C前半）には堀田氏の居城があつたことが記されていることから、おそらくこの堀は当時のもので、真山を取り囲む形で防衛の最前線となっていたと考えられる。

VII 第27次発掘調査

1 調査経過（第14図、図版7）

昭和53年12月28日付、仙北郡仙北町払田字森崎144番地、後藤龍男氏より住宅改築のため現状変更許可申請書が文化庁に提出された。これに対して文化庁からは、昭和54年3月28日付委保第4の1号をもつて、事前に発掘調査を行ない、実施にあたっては秋田県教育委員会の指示を受けることを条件に許可する旨の回答があつた。当事務所では、第27次発掘調査として実施した。

発掘調査は、野菜畑のため限定された場所で、建物敷地面積216.95m²のうち28m²を事前に発掘調査した。

真山南堀の東西に走る現道路は、土壘の一部であることがわかつてゐるため、土壘と真山間の周堀の位置と幅を確認することが目的となつた。このため土壘と直交するように幅2m×長

(1) SDZ33 背山面海，景观资源较好。该地位于丘陵地带，地势较高，视野开阔，景色优美。周围有大面积的森林和草地，空气质量较好。附近有河流流经，水源充足。交通便利，距离市区较近，适合发展旅游业。

(卷之二十一) 雜錄

图81省

1. 财政部令(2018年第1号)。4. 财政部令(2018年第2号)。5. 财政部令(2018年第3号)。7.5%R%
1. 财政部令(2018年第1号)。1. 财政部令(2018年第2号)。2. 财政部令(2018年第3号)。7.5%R%
3. 财政部令(2018年第1号)。4. 财政部令(2018年第2号)。5. 财政部令(2018年第3号)。7.5%R%
5. 财政部令(2018年第1号)。6. 财政部令(2018年第2号)。7.5%R%
7. 财政部令(2018年第1号)。8. 财政部令(2018年第2号)。9. 财政部令(2018年第3号)。7.5%R%
9. 财政部令(2018年第1号)。10. 财政部令(2018年第2号)。11. 财政部令(2018年第3号)。7.5%R%
11. 财政部令(2018年第1号)。12. 财政部令(2018年第2号)。13. 财政部令(2018年第3号)。7.5%R%
12. 财政部令(2018年第1号)。14. 财政部令(2018年第2号)。15. 财政部令(2018年第3号)。7.5%R%
14. 财政部令(2018年第1号)。16. 财政部令(2018年第2号)。17. 财政部令(2018年第3号)。7.5%R%
16. 财政部令(2018年第1号)。18. 财政部令(2018年第2号)。19. 财政部令(2018年第3号)。7.5%R%

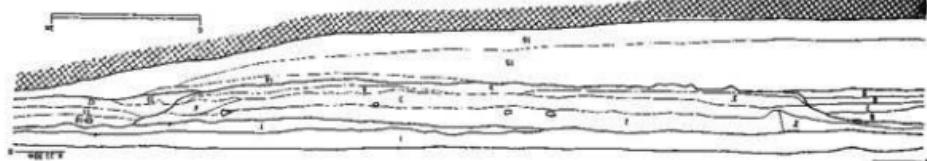
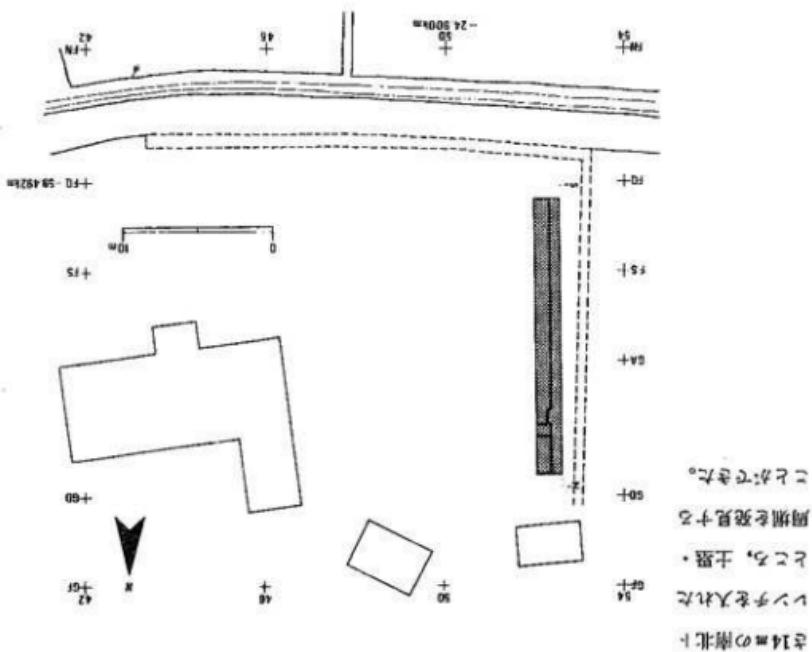


圖17 圖解美加英語



周堀内の自然堆積土は大きく5層に分けられる。表土から第2層の一部までは、黒褐色の盛土整地（近年の仕事）である。第3～4層は黒褐色を中心とした堆積土からなり、第5層はグライ化している暗青灰色の砂粒で、堆積状態はほとんど水平である。土性は下層にいくほど粘質性がつよい。

(2) SF294 真山南側で周堀の南端にあり、東西にはしる土塁である。調査区内での発見した土塁幅は2.5～3m、北端の盛土の幅3.5～3.8mで、現在高は1.1～1.5mほどある。実際の土塁幅は4～5mぐらいあつたと思われる。

第6・7層は黒色土、第8・9層は緑灰色粘質土、暗緑灰色粘質土、第10～12層は黒色土、黒色粘質土で一部に地山の礫を含み、全体にしまっている。第13～15層は、周堀、土塁をつくる以前の自然堆積土であろう。周堀と同様下層にいくほど粘質性がつよい。

3 出土遺物

遺物の発見はなかった。

4 小 結

S F 294は一部検出したのみで、規模、構造など明確にすることはできなかった。またSD 293には、植物遺体が混入したり、底面がほぼ水平な砂粒層であることから、この周堀には當時水の流れがあったとは考えにくく停水していたと思われる。したがって土塁と周堀は、真山を取り囲み防御的な機能・性質をもっていたと思われる。（昨年度 第16次調査参照）

X 第 28 次 発 掘 調 査

1 調査経過

第28次発掘調査は仙北町払田字長森5の8、56番地のうち約500m²を対象とした。当地域は第13次発掘調査の南東にあたり、長森丘陵上南端の一部である。本調査は（1）S B 229建物の全体を検出し、「前殿」と呼称されている施設であるか、（2）S D 240溝とS D 123溝が連結する板溝であるかなどを目的に実施した。

6月4日テント・器材搬入後、T31から基準点の移動を開始して、立木「桟」の伐採を断行しグリット杭の埋設をおこなった。14日から発掘を開始し、表土除去に入った。昨年の観察では明治年間以降の第2次盛土層が約16cm、古代の包含層が約10cm残っていると判断していた。そこで古代包含層の精査をしたが、結果は近代の擾乱が著しく、遺構面の層序検出はできず、確認は地山直上でおこなった。

7月18日I Q・I R 88グリット内に直径約3mの円形を呈する遺構があり、そのなかに硬質頁岩の碎石を敷きつめた部分をみとめた。実測後、石を取り除き掘り進めたところ、井戸跡（S E 296）らしい。

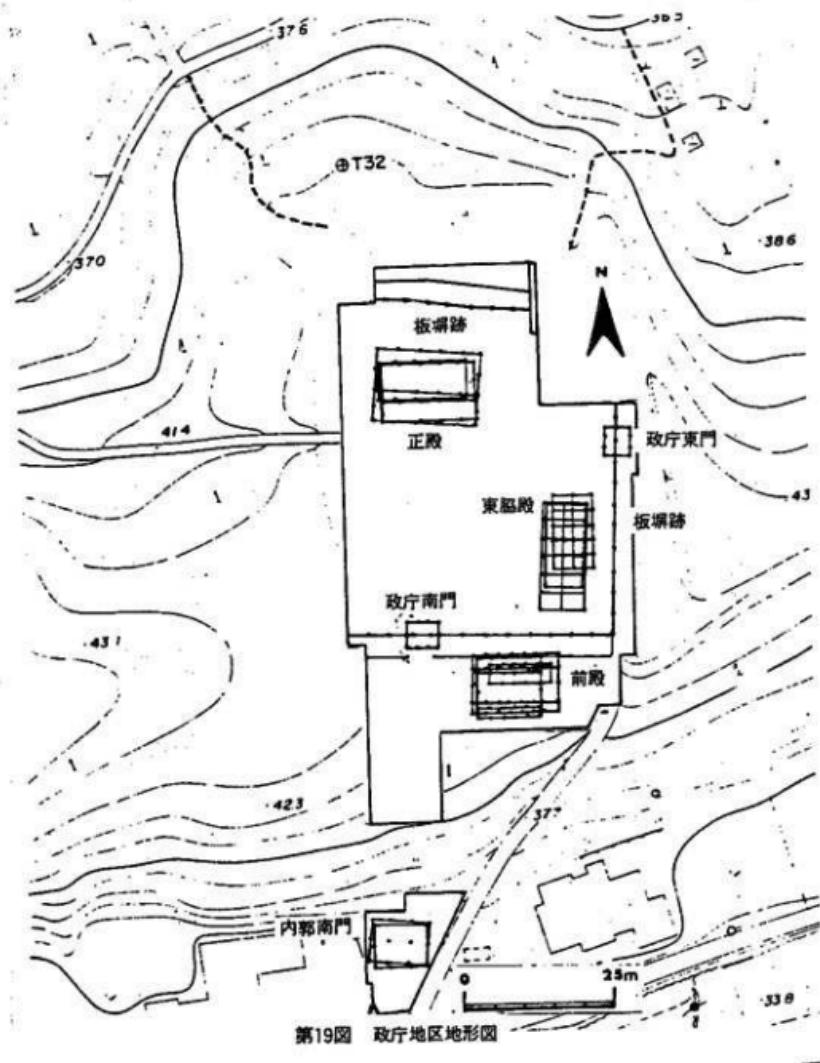
7月下旬建物の掘形・柱痕を検出し、多賀城跡などにみられる「前殿」といわれている建物であることが判明した。建物はS B 229・300・303の3棟で、S B 229・300は掘形の切り合い関係から2時期の重複であるらしい。またS B 303の桁行が5間あるいは6間か、また梁行も1間あるいは3間なのか充分検討を要した。S B 303は前殿第Ⅰ期の施設のため、廃絶後の擾乱が著しくむずかしい判断となった。S D 299溝は、深さ約2~3cmとわずかしか残っていないかった。S D 240溝は、東端でS D 123と直交した。実態はS D 123と同一の板溝跡と思われるが、その痕跡を確認できたのはわずかにすぎない。また、S D 241はS B 229の北西隅柱で止まっている。これは両施設の同時存在をさすのかどうか議論となつた。実態はおそらく板溝跡と推測できるが、痕跡はつかみえなかった。

8月1日から遣り方実測に入る。時期の確定をはかるため重複した掘形・柱穴の立割りをおこなった。8月25日から写真撮影をおこなった。

第13回顧問会議は8月30・31日、仙北町就業改善センターを会場におこなった。本年度は第2次5か年計画の初年度にあたるため、第1次5か年計画の実績と第2次5か年計画（案）について報告し御了承をいただいた。顧問新野直吉秋田大学教授には現場を御覧いただき、現地指導を仰いだ。

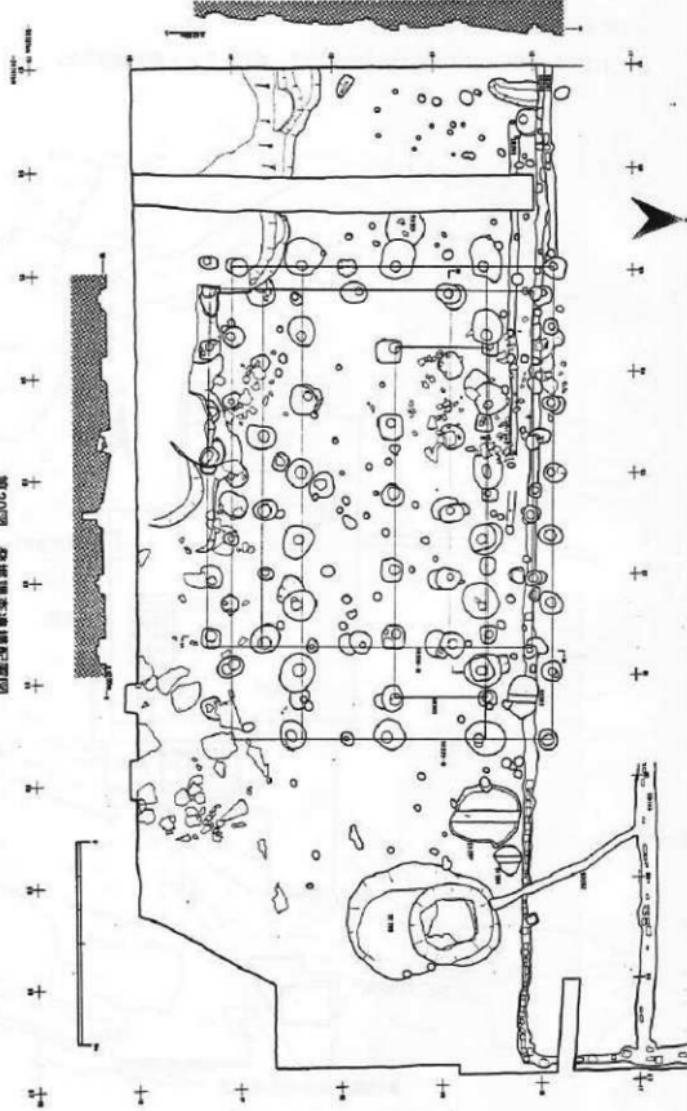
9月8日午後2時から現地説明会を開催したところ、約100名の参加者があった。9月10日には東北大学工学部助教授坂田泉氏が、20日には奈良国立文化財研究所研究指導部長田中源氏が来跡され、現地で御指導をお願いした。

9月11日から埋戻し作業を開始、24日に終了、器材・テント等を撤収した。



第19図 政厅地区地形図

第20図 免疫調査構造図



2 発見遺構

本調査において、建物5、溝4、井戸1、その他4の精査をした。

第21図は調査区西側の土層図である。当地は旧高梨村の運動場本部席・表彰場跡地であった。土層観察により、第1～5層は、第2次盛土整地層（明治年間以降の整地地業）、第6層は、古代包含層であるが明治年間以降の整地地業のため著しく攪乱されている。SD299溝は第7層地山直上において確認することができた。IO96・IS96地点の表土の比高差は1.55mで南側に傾斜している。以下遺構の説明をおこなう。

(1) 前殿（第20図、図版10・11）

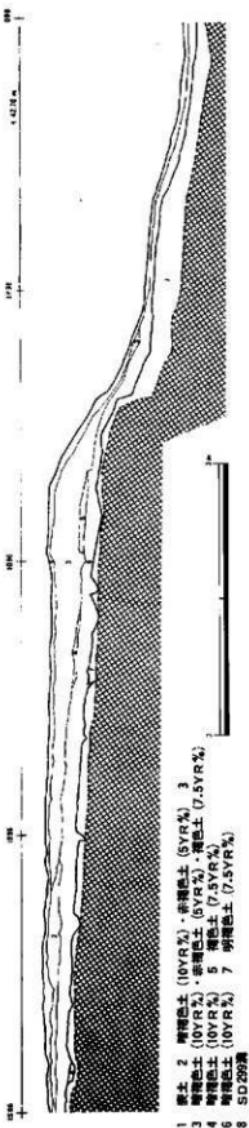
東脇殿南側・政庁南門前方、東側に位置する東西棟の掘立柱建物で、古い年代順に列記するとSB303・SB229A・SB229B・SB300A・SB300Bの全5期となる。

SB303建物〔第Ⅰ期〕（第20・22図、図版10・11・13・14）

東西棟桁行5間×梁行1間の掘立柱建物である。柱間平均距離は桁行10.43m（西から2.24+2.10+2.18+2.00+1.91m）、梁行2.81mであり、計画尺による桁行35尺（西から7.5+7+7+6.5尺）、梁行9.5尺である（注1）。1尺は平均29.7cmである。柱掘形は一辺0.65～0.7mのほぼ方形を呈し、埋土は明褐色土である。柱痕跡は径0.3～0.35mで褐色土である。

SB229A建物〔第Ⅱ期〕（第20・23図、図版10・11・13・14）

東西棟桁行7間×梁行4間で、南北に廊をもつ掘立柱建物であろう。柱掘形は不整円形で、切り合い関係により身舎・廊掘形の一部を確認した。柱掘形の埋土



第21図 西側土層図

は、炭化物（約30%）を含む明褐色土である。

SB229B建物〔第Ⅲ期〕（第20・23図、図版10～14）

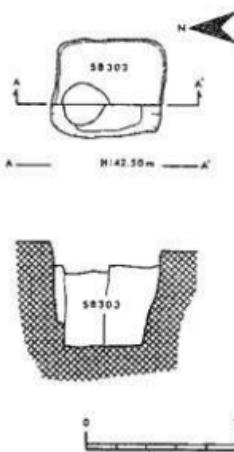
東西棟桁行7間×梁行4間で、南北に廟をもつ掘立柱建物である。柱間平均距離は、桁行13.96m（西から1.92+2.09+2.15+1.93+1.92+2.0+1.95m）、梁行9.66m（北から2.03+2.72+2.8+2.11m）であり、計画尺による桁行46.5尺（西から6.5+7+7+6.5+6.5+6.5+6.5尺）、梁行32尺（7+9+9+7尺）である。1尺は平均30.1cmである。柱掘形は、径0.8～1.0mの不整円形を呈し、埋土は炭化物（約30%）を含む褐色土である。柱痕跡は径約0.3mで暗褐色土である。

SB300A建物〔第Ⅳ期〕（第20・24図、図版10・11・13・15）

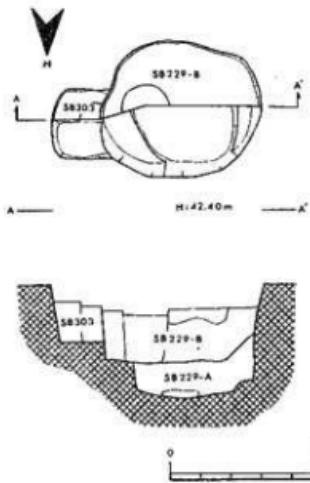
東西棟桁行5間×梁行4間で、南北に廟をもつ掘立柱建物であろう。柱掘形は梢円あるいは不整円形で、切り合ひ関係により身舎・廟掘形の一部を確認した。柱掘形の埋土は明赤褐色土である。

SB300B建物〔第Ⅴ期〕（第20・24図、図版10・11・13・15）

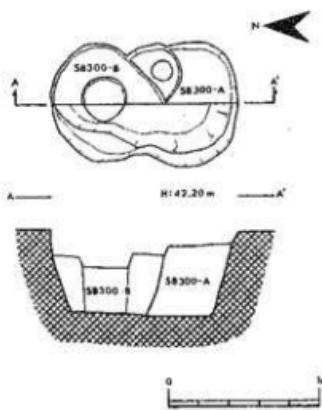
東西棟桁行5間×梁行4間で、南北に廟をもつ掘立柱建物である。柱間平均距離は桁行10.55m（西から2.2+2.15+2.24+1.84+2.12m）、梁行9.71m（北から2.48+2.69



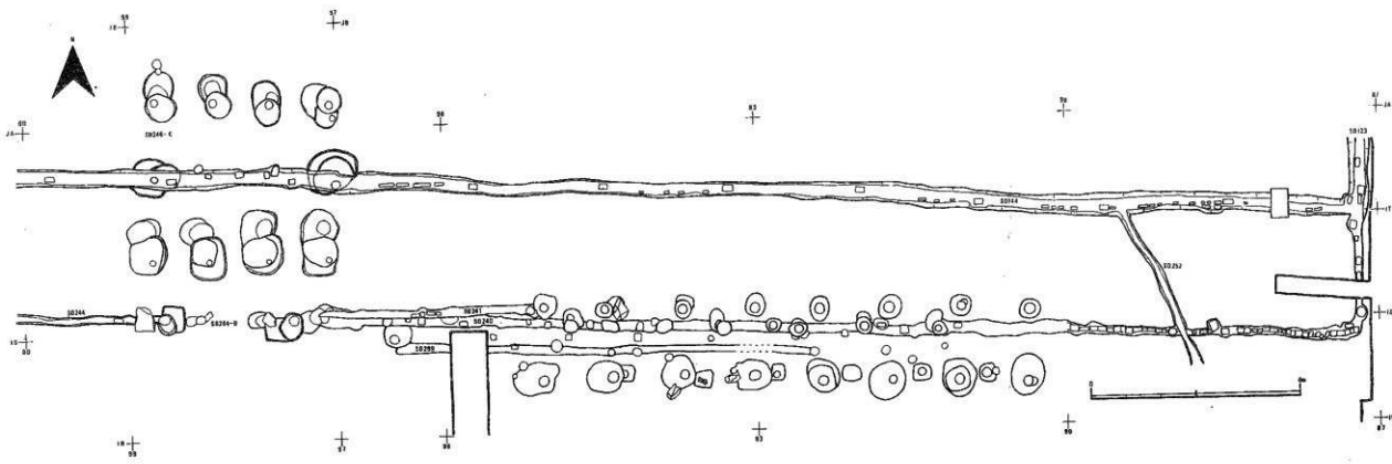
第22図 SB303-12建物実測図



第23図 SB306-6、SB229A・B-15建物実測図



第24図 SB300A・B-7建物実測図



第25图 滇状遗构等实测图

$+2.93 + 1.61 \text{m}$) であり、計画尺による桁行34尺(西から $7+7+7+6+$ 7尺)、梁行23尺(北から $8+9+10$ +5尺)である。1尺は平均約30.7cmである。柱掘形は、径0.6~0.75mの梢円あるいは不整形を呈し、埋土は赤褐色土である。柱痕跡は径約0.3mで炭化物(3~5%)を含む赤褐色土と褐色土である。

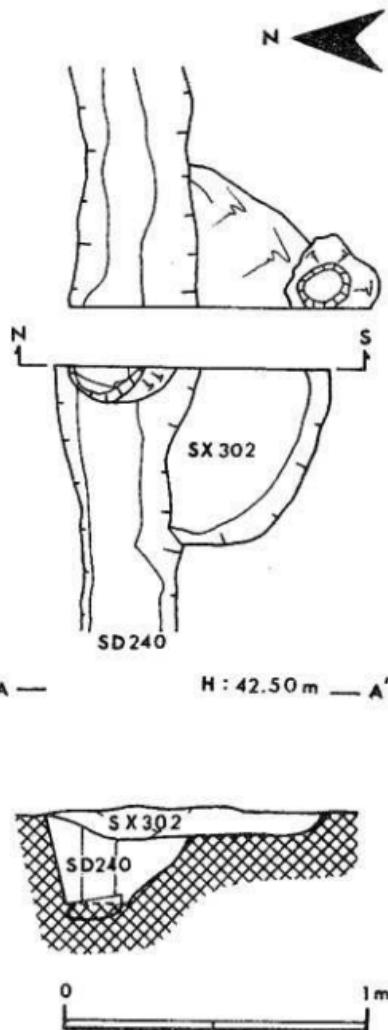
(2) 溝状造構 (第20図、図版10・11)

SD240溝 (第25・26図、図版16)

S B 284 建物東側柱より東へ約30.5m走り、S D 123に接続する溝で、S D 241に切られている。溝掘形は上面で0.3~0.35m、底面で0.2~0.25m、深さは0.3~0.35mのボブリである。溝内において板痕跡を部分的に認めた。板痕跡は幅18~20cm、厚さ10~15cmで、東側において緻密である。埋土は掘形が明赤褐色土、板痕跡は赤褐色土である。板痕跡は、S D 123・144と比較して角材痕跡のように思われるが、保存状況が悪く今後の精査を期したい。

SD241溝 (第25図)

S B 284建物東側柱より S D 240を切り東に約6.2m走る溝で、S B 229建物北西隅柱により切られて東側にはのびていない。溝掘形は上面で0.25~0.3mである。溝内において部分的に板痕



第26図 SD240溝、SX 302実測図

跡を認めた。板痕跡は幅25~30cm、厚さ13~15cmで、埋土は明褐色土である。

SD252溝（第25図）

S D 144溝と、S E 296井戸を結ぶ約5mの溝で、S D 240を切っている。溝掘形は上面で約0.25m、底面で約0.15m、深さは約0.2mである。

SD299溝（第25図）

S D 240溝の南側で東西に走る溝である。溝痕跡は幅0.2~0.25m、深さ0.05~0.06mときわめて浅く、東側ほど乏しく延長12.4m程確認したにすぎない。埋土は暗褐色土である。

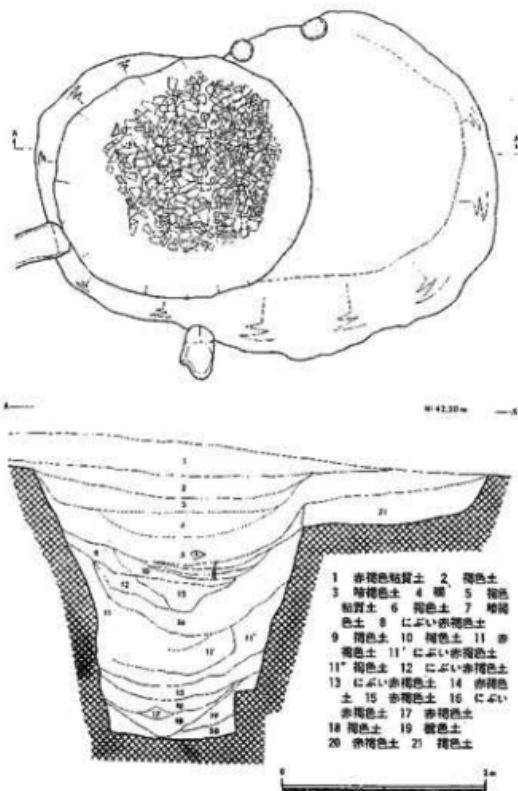
（3） 井戸跡（第27図、図版17）

SE296井戸

S B 229 建物東側柱の東約

3.5mのところに位置する。

掘形の平面径は約2.3mのはば円形を呈する。掘形断面は上面から深さ約1.5mまでは約20度の急傾斜を有し、下方はほぼ垂直に底部に達し、深さは約2.64mで、途中約2.15mのところで岩盤層（硬質頁岩）にあたる。底面は平坦である。第27図・第4層は角礫（硬質頁岩で径10~15cm）層があり、意識的に埋めたもので、回転へら削りをもつ須恵器1点を共伴した。井戸跡の地下部分からは井桁・井筒等の施設を確認することができなかつことから、井戸とは確定できなかつた。S D 252溝との関連等から考えると水溝的井戸とも思考される。



第27図 SE296井戸実測図

(4) その他の遺構 (第20図)

SX297

S B 229建物の東側に位置する。規模は一辺約1.7~2.15mの楕円形を呈し、深さ0.1~0.15mである。埋土は、炭化物・土師器破片(5~7%)を含む褐色土・黒褐色土である。

SX301

S B 229B建物の掘形に切られている遺構で、径1.0~1.5mの楕円形を呈している。埋土は炭化物(約7%)を含む褐色土・明褐色土・赤褐色土である。

SX302 (第26図)

S B 303建物の北側で、S D 240溝を切っている。規模は径0.9~1.2mの楕円形を呈し、深さ0.1~0.13mである。埋土は炭化物(1~3%)を含む明赤褐色土・褐色土である。

SX304

S X 297の東側に位置する。規模は径0.7~0.85mの不整楕円形を呈し、深さ約0.55mである。埋土は、褐色土・にぶい赤褐色土である。

注1 S B 303建物の規模は、昭和54年9月8日に開催した現地説明会資料「第28次発掘調査の概要」と相異しているが、本年報の記述を正確なものとする。

3 出土遺物

土器は総計2,066片を数えたが復原実測できたものは図示した14点にすぎない。総点数のうち土師器の出土割合が92.3%と圧倒的であり、その中でも建物跡の出土が大半を占めている。

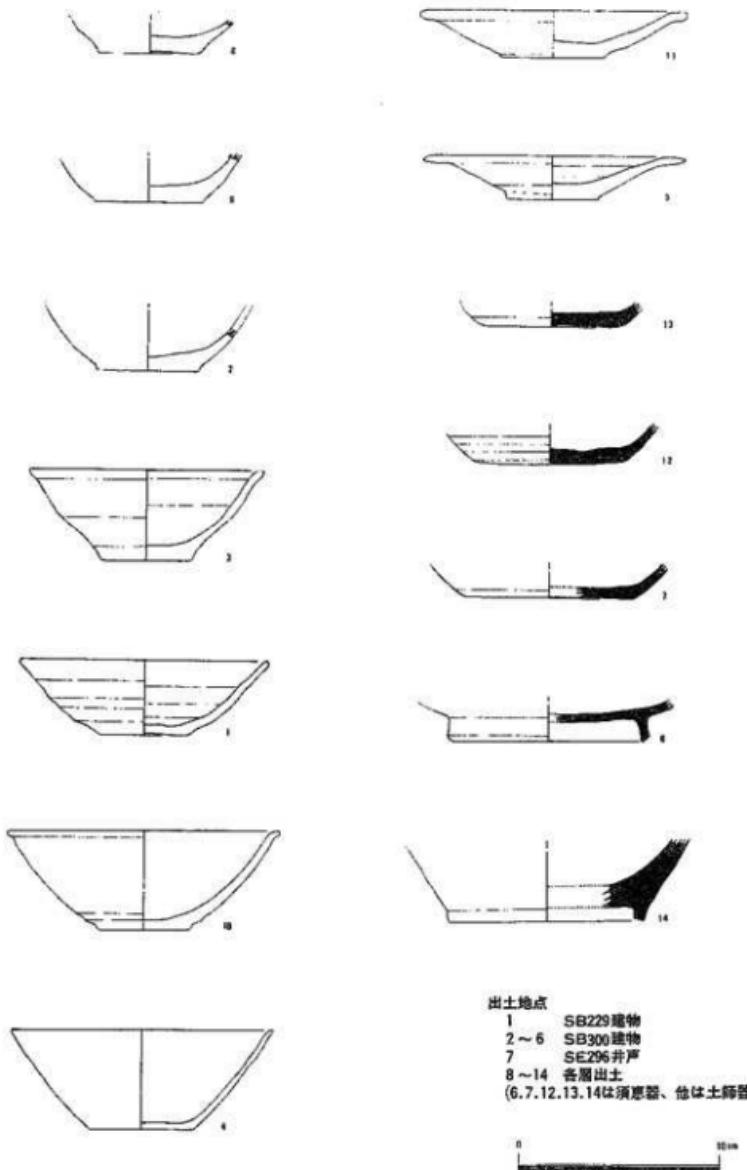
(1) 建物跡出土土器 (第28図)

SB229B建物跡

土師器 杯第28図1は体部内外面にロクロ成形痕を残し、口縁部にかけてほぼ直線に立上がる。底部切り離しは糸切り無調整。胎土は緻密で色調はにぶい黄橙色で焼成も良好で硬質の感じを受ける。法量は、口径12.6cm、底径4.4cm、器高3.8cmで径高指数は30(注1)。S B 229B建物掘形内より出土。S B 229A・B建物の掘形内では以上のはかに、651点の土師器を出土したがいずれも破片である。

須恵器 S B 229A・B建物の掘形内では20点の須恵器を出土したがいずれも細片である。

S B 300B建物跡



第28図 出土土器実測図

土師器 杯第28図2～5は摩滅が著しく、器面調整を観察することはむづかしく保存状態も悪い。2は体部が内湾気味に立上がる。底部は回転糸切り無調整である。胎土は気泡、砂粒を含むが緻密で色調は浅黄橙色で、焼成も良好である。法量は底径5.2cm。S B300B建物掘形内より出土。3は底部から立上り付近の器壁が厚く挽き出され、内湾しながら立上り口唇部は外反気味である。底部切り離しは不明。胎土は砂粒を含むが緻密で色調は、外面が浅黄橙色、内面は明黄褐色で焼成も良好である。法量は口径11.8cm、底径4.6cm、器高4.6cmで径高指数は39。S B300B建物掘形内より出土。4は体部から口縁部まで直線的に立上る。底部切り離しは不明。胎土は砂粒・小石を含むが緻密で、色調は内外面とも橙色で、焼成は気泡が著しい。法量は口径13.2cm、底径5.2cm、器高5cmで径高指数38。S B300B建物掘形内より出土。5は皿で底部器壁が厚く、底部から口縁部にかけて大きく外反している。底部切り離しは回転糸切り無調整。胎土は砂粒・小石を含むが緻密で、色調は内面が浅黄橙色、外面は淡橙色で焼成も良好である。法量は口径13cm、底径4.6cm、器高2.2cmで径高指数17。S B300B建物掘形内より出土。S B300A・B建物の掘形内では、以上のほかに343点の土師器を出土したがいずれも細片である。

須恵器 第28図6は、高台杯の底部破片である。底部切り離しはヘラ切り後、回転ヘラ削り調整をおこない高台を付け内外を撫でている。胎土は緻密で、色調は内面が浅黄橙色で、外面は灰白色で焼成も良好である。法量は高台径10.2cm、高台高1.2cm。内面には墨痕が残り器面は摩滅し、転用硯として使用したものであろう。S B300B建物掘形内より出土。S B300A・B建物の掘形内では、以上のほかに7点の須恵器を出土したが壺・甕の細片である。

(2) 溝状造構出土土器

SD252溝跡

土師器 S D252溝の掘形内では、3点の土師器を出土したがいずれも細片である。

(3) 井戸跡出土土器

SE296井戸

土師器 埋土内で54点の土師器を出土した。いずれも破片であるが1点は甕の破片である。

須恵器 杯第28図7の底部切離しはヘラ切りで、底部から体部にかけ回転ヘラ削り調整をしている。底部と体部との境界は丸味をおびはっきりしない。胎土は緻密で、色調は内外面とも灰白色で焼成も良好である。法量は底径8.4cm。埋土第4層より出土したものである。

(4) その他の遺構出土土器

SX295

埋土内で土師器、須恵器を各1点出土したがいずれも細片である。

SX297

土師器 埋土内で381点の土師器を出土した。 いずれも細片であるが2点は高台杯の破片である。

須恵器 埋土内で須恵器を18点出土したがいずれも甕・壺の細片である。

(5) 各層出土土器

各層序の区別をして遺物を取り上げ記すべきであるが、各々の層が薄く区別しがたく、更には後世の手により攢乱されていることから一括遺物として取り上げた。

土師器 杯第28図8・10・11は、摩滅が著しく器面調整の觀察はむづかしく保存状態も悪い。8・9は、底部から立上り付近の器壁が厚く挽き出されて内縁気味に立上りそうである。底部切り離しは回転糸切り無調整。8の胎土は、砂粒を含みもなく、色調は内外面とも浅黄橙色で、焼成は気泡が著しい。法量は底径5.2cm。9の胎土は砂粒を含み荒く、色調は内外面とも橙色で、焼成は良好である。法量は底径5.4cm。10の体部は底部から口縁部にかけてゆるやかに丸味をもって立上り、口唇部だけわずかに外反させ挽き出す特徴をもつ。底部切離しは回転糸切り無調整。胎土は薄手で砂粒を含むが緻密で、色調は内外面とも浅黄橙色で焼成も良好である。法量は口径13.8cm、底径4.8cm、器高5.0cmで、径高指数36。11は皿で、底部器壁が厚く底部から口縁部にかけて大きく外反している。底部切り離しは不明。胎土は砂粒を含み荒く、色調は内外面とも浅黄橙色で焼成は良好である。法量は口径13.6cm、底径5.0cm、器高2.3cmで、径高指数17。一括遺物として取り上げた土師器は、以上のはかに461点出土したがいずれも細片である。

須恵器 杯第28図12の底部切り離しはヘラ切りで、底部から体部にかけて回転ヘラ削り調整をしている。底部は平底である。胎土・焼成ともに良好で色調は灰白色である。法量は底径7.6cm。内面に墨痕がよく残っており、転用窓として使用されたものであろう。13の底部切り離しはヘラ切りで、底部から体部にかけて回転ヘラ削り調整をしている。底部と体部の境界は丸味をおびはっきりしない。胎土・焼成ともに良好で、色調は内面が灰黄色、外面が灰白色である。法量は底径6.0cm。14は長頸壺の底部破片であろう。底部切り離し後高台をつけ内外を撹でている。胎土は砂粒を含むが緻密で、色調は内面が灰黄色、外面が黄灰色で焼成も良好である。法量は高台径10.0cm、高台高0.7cm。一括遺物として取り上げた須恵器は、以上のはかに76点出土したがいずれも甕・壺の細片である。

(6) その他の出土遺物

I S 94グリットより平瓦の破片を1点、I R 89・I R 93グリットより鉄滓を各1点出土したが、建物との共伴関係は不明である。

注1 径高指数は西弘海氏の論文「奈良時代の食器類の器名とその用途」に用いられている。

4 小 結

(1) 「前殿」

政府南門の東前方に位置する東西棟の建物を「前殿」と仮称することとした。従来、いわゆる「前殿」といわれている建物には2類型ある。1つは政府城内正殿の南、前庭の中央部で東西脇殿に挟まれる位置にある建物で、伯耆国庁・下野国庁がある。もう1つは政府城を画する施設の前方の東西に配置される建物で、多賀城跡・城輪構跡および払田構跡などがこれにあたる。当遺跡の「前殿」を宮殿の建物配置と対置された場合は、朝集殿・朝集堂という建物に相当するのではなかろうか。このように考えた場合、第1・第2類型の建物は本来異なった性格と機能をもつものであろうし、区別して考察する必要がある。もっとも、地方官衙における建物配置やその名称については現在のところ不明であるが、将来においてはよりふさわしい名称が用意されねばならないであろう。

(2) 前殿の造営時期

建物前殿は柱穴等の重複関係から、S B 303→S B 229 A→S B 229 B→S B 300 A→S B 300 Bの5期に分け、それぞれ第Ⅰ期～第Ⅴ期建物とした。建物の構造と面積を比較すれば、第Ⅰ期=29m²、第Ⅱ・Ⅲ期=134m²、第Ⅳ・Ⅴ期=102m²と3段階の変遷をたどっている。建物規模の拡張と縮少は政治社会状況を反映するものであり、政府施設全体の推移変遷のなかで理解しなければならない。建物前殿がどの段階から出現したのだろうか。柱間距離から復原される造営単位尺はS B 303が0.296～0.298m、S B 229 Bが0.3m前後、S B 300 Bが0.3m強に近い数値をもつ。建物方位はS B 303がN0°に近い。これらの数字を正殿の建築技法、造営尺度、建物方位と比較してみると、正殿第Ⅱ期以降の段階に相対させて理解できそうである。つまり、前殿は政府創建期には実在せず、政府第Ⅱ期以降の施設とみることができる。

(3) 前殿と板塀跡

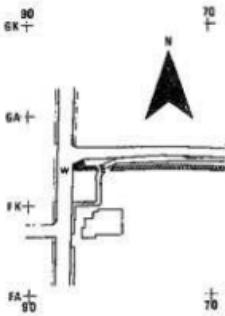
S D 240溝の実態はおそらく板塀跡であり、S D 123Aとともに政庁創建期の仕事であろう。S D 240は政庁第Ⅱ期まで存続し、S B 303建物と併存した施設と思われる。またS D 240板塀跡はS B 229A建物（前殿第Ⅱ期）の造営時に取り除かれ、同時にS D 144溝（板塀跡）があらたに設置されたのであろう。したがってS D 144はS B 229A・B、S B 300A・B（前殿第Ⅱ～Ⅴ期）に対応した板塀跡であろう。S D 241溝はS B 284建物とS B 229建物間の板塀跡と思われるが、S B 229建物の東側に対応する板塀跡は検出されなかつた。また、S D 252はS D 144BとS E 296をつなぐ位置にあり、S E 296の南東には延長していないことから、S D 252とS E 296は一体のものであらう。しかしながら、S D 241・S E 296・S D 252の実態について充分理解できていないのであらためて考え直したい。

X 第29次発掘調査

1 調査経過 (第29図、図版19)

昭和54年9月21日付仙発第461号をもつて、仙北町高集字田茂木10番地仙北町長より、町道改良工事（森崎2号線）の現状変更許可申請書が文化庁に提出された。これに対して文化庁からは、昭和54年10月25日付委保第4の1084号をもつて、(1)事前に発掘調査を行なうこと、(2)重要な遺構が発見された場合はその保存を図ること、(3)工事に際しては仙北町教育委員会職員の立会いを求めるこ、(4)その他実施に当たっては、秋田県教育委員会の指示を受けることを条件に許可する旨の回答があり、当事務所では第29次発掘調査として実施した。

当申請地は東西に走る3.3mの現道路を5.5m幅に拡幅す



る改良工事事業である。

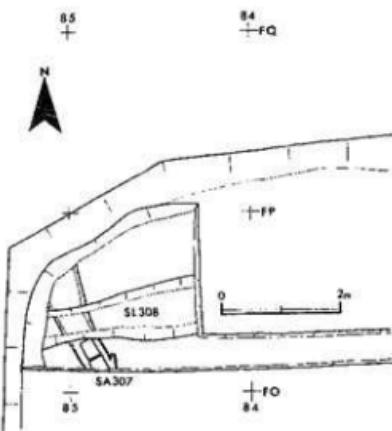
申請地北側には小屋、
かき根などの障害があ
り、発掘調査は南側だ
け延長約225m×幅0.6
mでおよそ135m²を事
前に発掘調査した。

2 発見遺構（第30～32図、図版20）

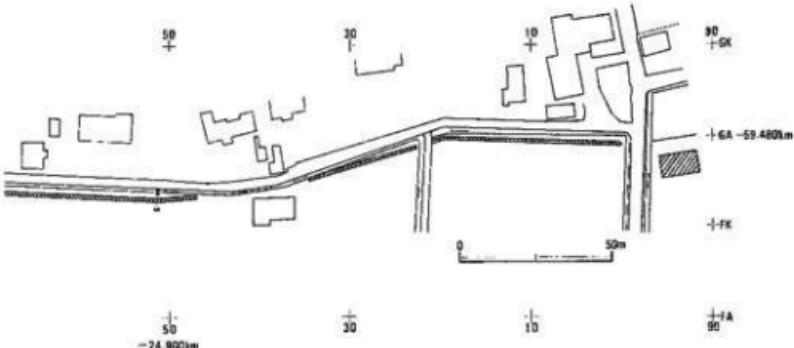
（1）SA307 発堀

調査区西端に検出した
外郭線西端の角材列で
ある。この角材列は、
第11次発掘調査のSA
101角材列に接続する遺構である。角材の大きさ約0.25×0.3m、深さ（掘形確認面から）約
0.38m、掘形の幅約0.65mである。角材は抜き取られていて2本を検出したにすぎない。材質
は杉である。

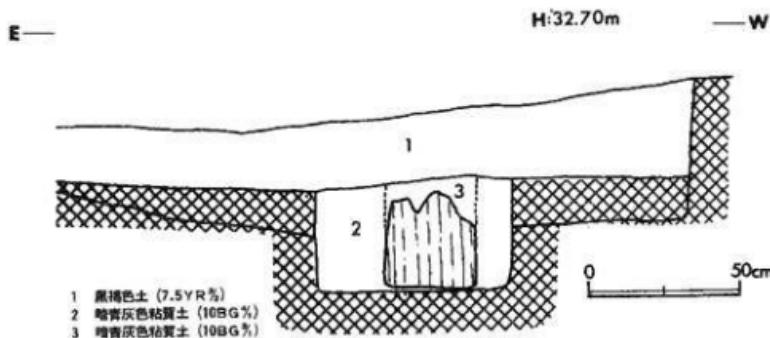
（2）SL308 発掘調査区西端で角材列と直交し、角材を抜き取って設けた旧壠跡である。



第30図 SA307角材列、SL308壠跡実測図



第29図 発掘調査実測図



第31図 SA 307角材列土層図

上面幅0.6~1m, 底面幅0.3~0.6m, 深さ0.1~0.15mである。

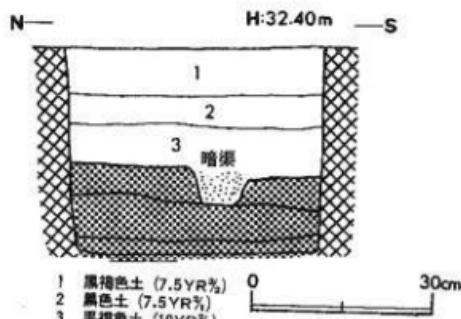
3 出土遺物

S A 307角材列掘形内で、土師盤杯

底部の破片1点を出土したにすぎない。底部切り離しは回転糸切りである。

4 小 結

発掘調査区西端で検出した角材列および旧堀跡以外の遺構は認められなかった。角材列は想定外郭線よりやや東にあることがわかった。



第32図 東壁土層図

X 第30次発掘調査

1 調査経過

第30次発掘調査は、外郭南門より西へ約800m、400m²を対象としたが、事実上約535m²の調査対象となった。当地域は、標高約32.5mの水田地帯及び一部住宅密集地である。本調査は（1）第2次5ヶ年計画の初年度として外郭線角材列位置の再確認（2）外郭線角材列の内・外側に堀が伴うか（3）外郭線角材列に櫛が伴うか（4）外郭線角材列が築地基底郎の基礎地業とすれば、寄柱の有無の確認（5）外郭線角材列重複の有無の確認を目的に実施した。発掘調査区を便宜上30—1～5の5地点（第33図参照）に分けて呼称した。

10月15日テント・器材搬入後ボーリングによる位置の確認をし、17日から基準点の移動を開始、基準杭の埋設をおこなった。22日より表土除去に入ったが各々の地域により角材を抜き取られていたり、遺構面（角材列）までの深さが異なっている。また縦横に暗渠施設が埋設されており、土地所有者の立合いを求め調査せざるをえないところもあった。雨天の日が日毎に多くなり調査もはかばかしくなく、当初計画の全面発掘は困難になってきた。

11月7日ユンボによる表土剥離をおこなったが粘質土壤、地面が湿っていることなどにより、剥離状態が好ましくなく1日で中止した。9日30—2地点より墨書き角材を検出した。この検出は極めて偶然的なもので、東壁土層図（第35図）を作成するため、障害となった手前西側の抜きあげた角材に墨書きがあったのである。今まで「最上四」「行」「福木田」といった刻字の角材だけであったが、この角材の検出により改めて再認識をするとともに今後の調査に期待する。15日30—4地点に調査区を移動、他地点よりも広い面積の調査をおこなった。12月3日より写真撮影、実測、10日より埋戻しをはじめ、22日で本年度調査を終了した。

2 発見遺構

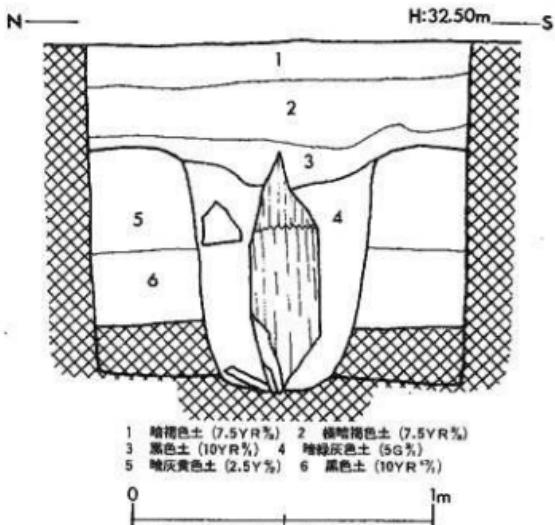
（1）SA309角材列（第33・34・36図、図版21～26）

30—1地点 外郭南門より西へ並ぶ角材列で、36個所（約85.87m²）の坪掘り調査をしたところ、一辺が平均22.4×24.3cmの角材を計90本確認することができた。角材と角材は密接して並び、現頂部は腐朽してその高低に極端な相異はない。角材の埋設方法は土層観察によると上面幅0.6～0.65m、底面幅0.35～0.4mの布掘りをして、その壁にそっていたり、ほぼ中央に

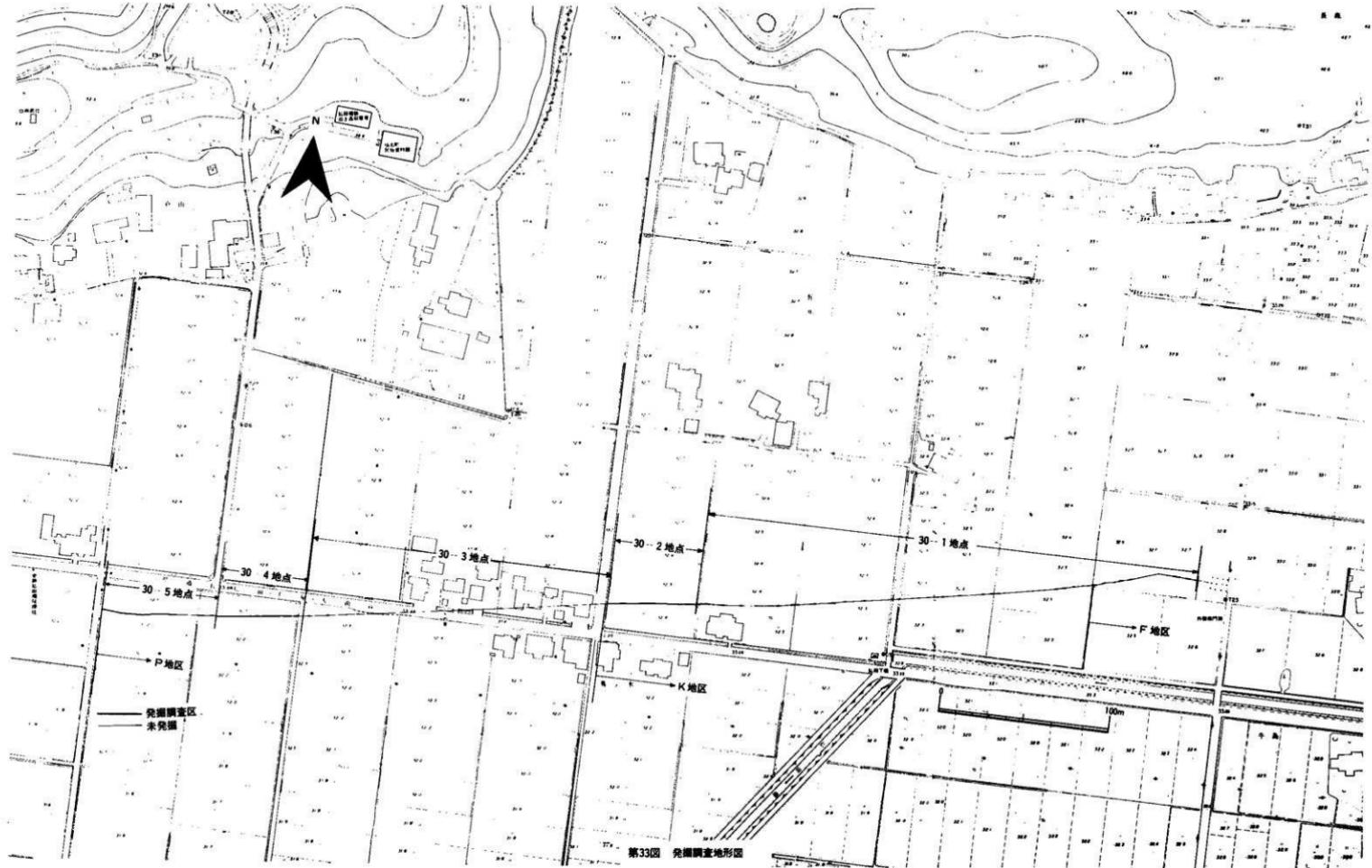
直立して据えられている。またこの地点は外郭南門西側中央柱より角材が配列されており、西へ約27mすすみ南へふれながら西方へ並ぶ。

30-2 地点 外郭南門より約300m西の地点である。東西66.8×南北3.73m、249.16m²のトレンチ調査をしたところ、30-1 地点と同様に角材と角材は密接して並び、一辺が平均17.7×20.8cmの角材を計79本確認した。現頂部は腐朽してその高低に極端な相異はない、角材の埋設方法は30-1 地点と同じで、ところによっては添木・基板・横木を据えて直立しており、古代遺構面より深さ0.6~0.85mのところに角材根がある。角材ヨバ面は、手斧の幅約5cmの面取り加工し、基部は2~4方向から工具により、尖ったり、平坦に加工されている。またこの地点より墨書き角材を検出したが、偶然的且つ泥まみれの状態で検出したことから、墨書き面がどの方向であったか不明である。

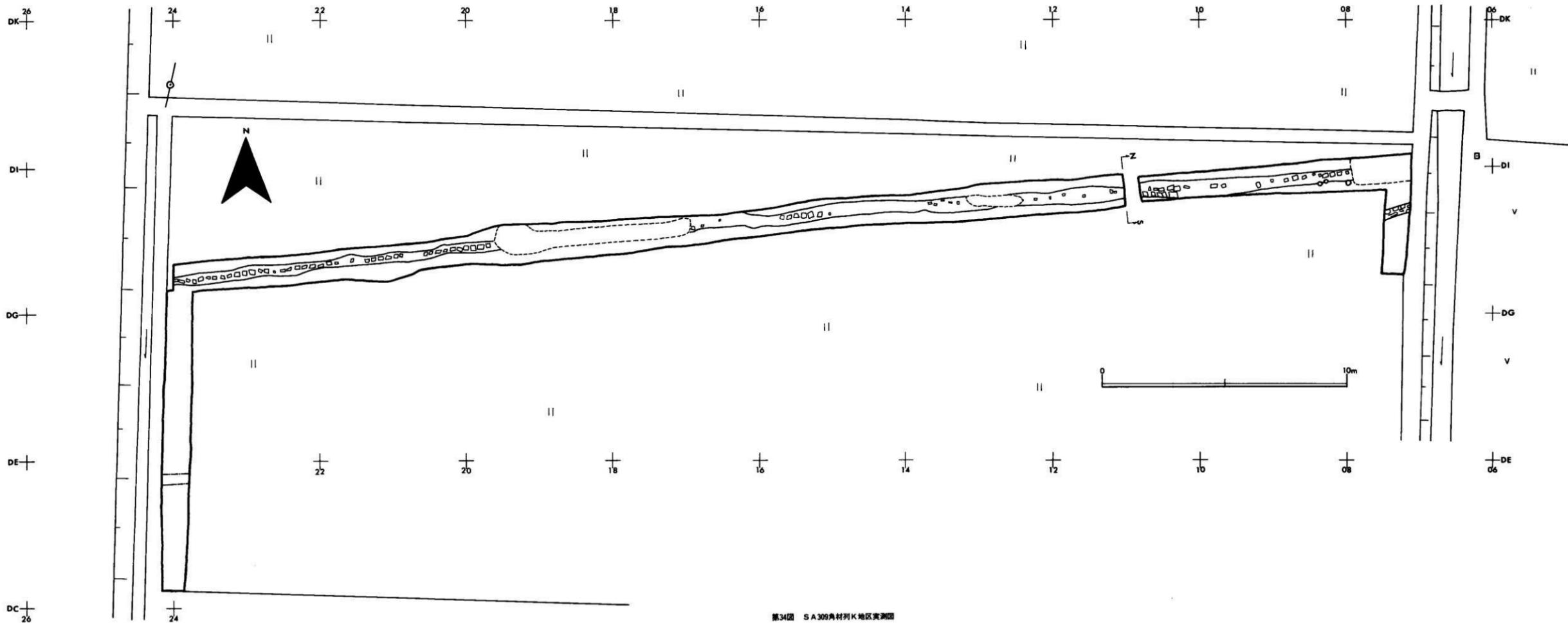
30-3 地点 住宅密集地で県道をはさんみ遺構を確認することができた。6ヶ所(約10m²)の坪掘り調査をしたところ、一辺が平均22.8×21.4cmの角材を計22本確認することができた。角材と角材は密接して並び、現頂部は腐朽してその高低に極端な相異はない。角材の埋設方法は30-1・2 地点と同様である。この地点は県道をはさんでおり、拡幅・舗装工事のときにもかなり密接に配列していたが、ほとんどが工事の際に抜き取られたと地元民より聞くことができた。



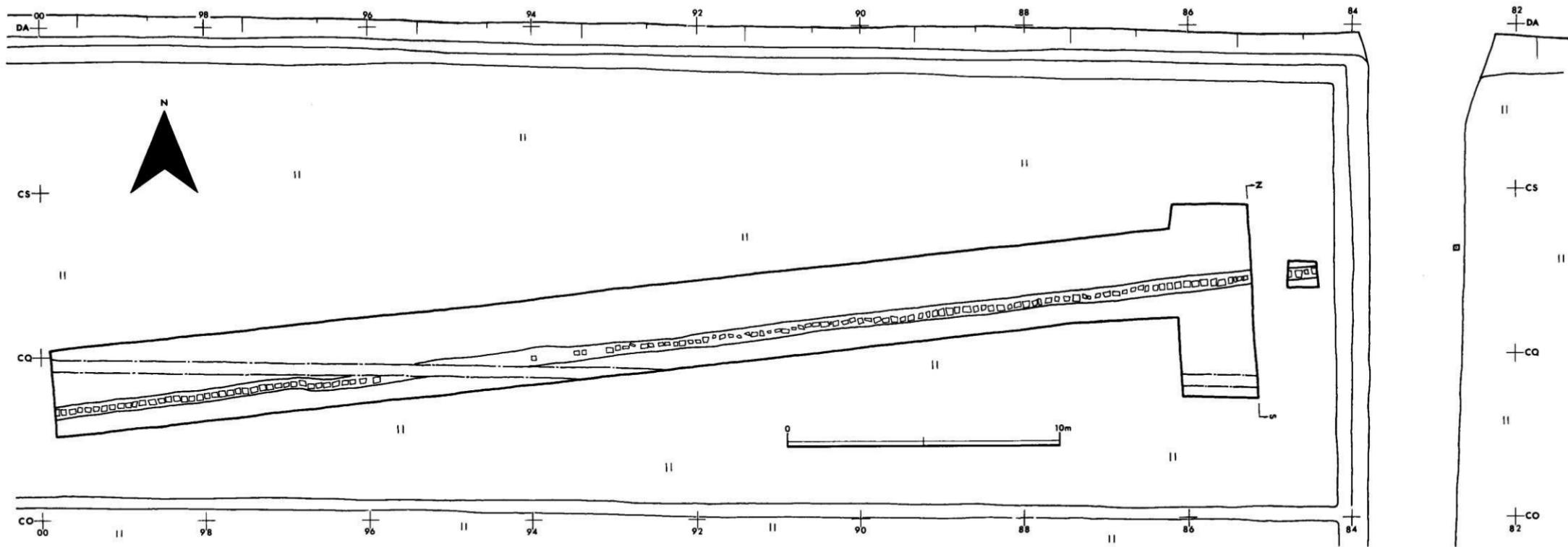
第35図 SA 309角材列土層図



第33図 先細調査地形図

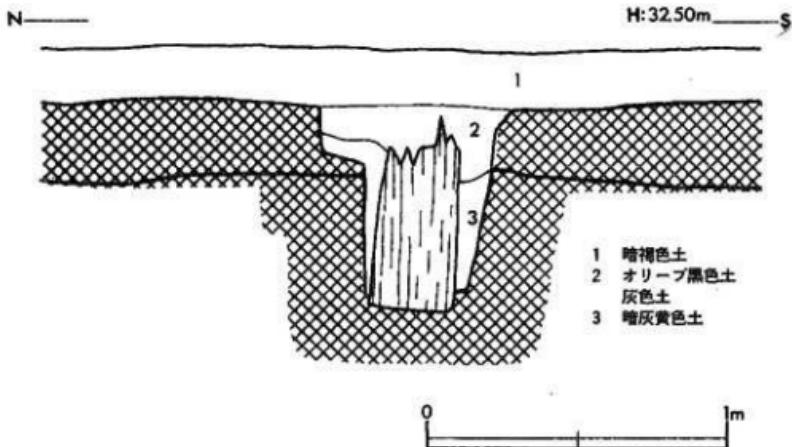


第34图 SA309角材厂K地区实测图



第36図 SA 309角村列戸地区実測図

30-4地点 県道の南に面した水田である。東西41.2m×南北3.68mで、約151.6m²のトレンチ調査をしたところ、30-1～3地点と同様に角材と角材が密接して並び、一辺が平均23.4×25.4cmの角材を125本確認した。現頂部は腐朽してその高低に極端な相異はなく、角材埋設方法は30-2地点と同じで、添木・基板・横木を据えて直立しており、古代遺構より深さ0.6～0.85mのところに角材根がある。角材コバ面は手斧の幅約5cmの面取り加工し、基部は2～4方向から工具によって尖ったり平坦に加工している。この角材列の底部は一つ一つみな高低があり、かなり凹凸が激しく配列している。また平面的に他よりも面積を広げて精査したが、築地地業に伴う寄柱・堀・榙・角材列の重複などは確認することができなかった。



第37図 S A 307角材列土層図

30-5地点 県道の南側、標柱石「史跡松田横跡」の東側約50mの地点である。4個所の坪掘りと東西約23.2×南北約0.90mのトレンチ調査をしたところ、30-1～4地点と同様に角材と角材が密接して並び、一辺が平均16.3×19.8cmの角材を93本確認した。現頂部は腐朽しその高低に極端な相異はなく、角材埋設方法は30-1～4地点と同様である。この地点西端からは今までの想定線と後藤寅之助（宙外）翁絵図等により北西方向に折れ曲るところとなるが今次調査により明らかになるでなかろうか。

(2) SX306

第25次調査区東側約5mのところで確認されたSX291と同様のもので、平面観察から掘形

の中に2本の材木がほぼ並列している。掘形の上面幅は0.3~0.5m、深さ0.3mであり、材木痕跡の規格は約5×10~35cmで角材と思われるが丸太材に近いものもある。

3 出土遺物 (図版27)

墨書き角材 現存底部から先端まで高さ約0.88m、木表・裏側幅が約0.24m、こば面幅が約0.22mである。木裏側はくさびのようなものを用いて削られたであろう。木表側は年輪面が磨かれたように光沢をもち堅い。両こば面は手斧（幅約5cm）により丁寧に面取りされている。下端は4方向から手斧で削られ、とくに両こば側からの削りが深い。この角材のこば面左側に墨書きがある。墨書きは角材の底部から約0.325mのところに、縦約6.2cm、横1.9cmの間に3文字の墨書きが見える。最初の文字は「一」でよいだろう。2文字目は「る」「西」「百」とも読める。その下は読み取れなかった。墨書き角材は偶然の発見で、墨書き面がどの方向を向いていたかは不明であるが、地中部分であったことは確実である。墨書き文字が木表・裏ではなく、こば面に書いていることに注意したい。角材列の観察からは角材寸法の長い方を列方向に配列されていることから、本角材もこの例に沿っていたとすれば、墨書き面は角材と接していたことになろう。

4 小 結

外郭角材列の発掘は、外郭南門跡から西へ延長約800mのうち、約208mを調査した。本調査は、水田下暗渠施設には一切傷をつけないという土地所有者の要望に基づく制約などから、充分な内容とはならなかつたが、ほぼ初期の目的を達成したと思う。

角材の位置について、昭和5年の測量図や昭和48年の露出確認と聞き取り調査に基づく作図など、数枚の図面が作製されているが精度に疑問があり、本年度から計画的に実態の確認を開始した。

調査の過程では、外郭角材列に堀・櫓・寄柱が伴うのか、あるいは重複しているかなど、角材列をめぐる諸問題についても解決を目指した。調査結果からは、外郭角材列に堀・櫓は伴わず、重複もしていない。また角材列が、築地の基礎地業であるか否かの問題については、すでに第9次発掘調査で述べた以上の結論を見いだせなかつた。

角材の埋設は、上面幅0.6~0.65m、底面幅0.35~0.4m、深さ0.6~0.8mの布掘りをおこない、掘形の中央か左右の壁に添えて据えられる。角材の底面レベルは、およそ0.2~0.25mの高低差がある。底面の観察によれば、角材底面に礎材や削り木屑を入れたり、一度掘った布掘

りの底面をさらに部分的に掘り下げたりしている。また角材側面には、横木や添木を入れていい部分も認められる。この観察から角材は、単純に置き並べたというよりも、1本1本注意深く埋設されている状況であった。

推論を重ねれば、上部構造は角材に貫穴をあけ、横木を入れて倒壊をふせぐなど、あるいは上端を揃えるなどの考慮がはらわれたのではなかろうか。

墨書き材の存在を始めて知った。従来、ノミなどの工具による「行」・「最上四」・「横木田」などの刻字木材があった。墨書きは文字を書ける人、道具などから近くに「刀筆の吏」と呼ばれる役人がいたように思われ、製材加工から角材埋設直前までかなり限定した範囲に設定できるであろう。

付 章 角材 墨書 銘 について

東北歴史資料館

平 川 南

(訳文)

桟
カ
一百口

「桟」は古代において、木材を数える単位として用いられている。通常、建物の柱は「根」または「枝」、板材は「枚」を用い、桁・長押・飛標など主として「桟」を用いている。

その1例を参考までに示しておこう。正倉院文書にみえる天平宝字6(762)年の石山寺造営に際して、高島山作所から、進上された雑材とその数量の記し方は次のとおりである(『大日本古文書』卷5、P281~P283 天平宝字6年9月17日の高嶋山使解の抜粋)。

堂柱九根	長一丈六尺 径一尺二寸	小柱卅二根	十二長一丈一尺 廿長九尺
桁廿五枝	並七八寸	角木六枝	並七八寸
比木九枝	五枝長ニ丈五尺 四枝一丈五尺	綿栱六枝	三枝長ニ丈 三枝長一丈五尺
長押二枝	一長ニ丈 広七寸 一長一丈六尺	架三百七枝	一百二枝長ニ丈四尺 二百五枝長一丈六尺
歩板三枚	長一丈六尺	星形柱八枝	長八尺 方六寸
樋二枝	長ニ丈 方五寸	壁板一百枚	東十
戸板二枚	長七尺 広二尺	調度板十七枚	長七尺 広一尺
飛炎二枝	長八尺 入架 方五寸		



第38図 「歩板等奉賣解」
『大日本古文書』卷15より引用

今回の払田柵跡出土の墨書のある材は外郭南門に取り付く角材列の一本である。したがってその角材の墨書「一百桟」は前述のように、古代の材の數え方の単位に「桟」が用いられていることから、角材の数量を示していると考えられる。「一百」という數値も、用材の數え方からして、百本単位に記したと考えれば、例え、1本1本に墨書銘がないとしても、十分に肯づけよう。

「一百」の下部は墨痕がうすく、断定は避けるが、文字の右肩に「、」が付されていることによって、同じ数量単位の「枚」や「根」とはっきり色別でき、前述の内容も勘案して、ほぼ「一百桟」とみてよいのではないだろうか。

XII 調査成果の普及と関連活動

1 地説明会の開催

昭和54年9月8日

第28次発掘調査について

説明者 船木義勝、小西秀典、竹村昭雄

2 諸団体主催行事への協力活動

月 日	行 事 の 名 称	主 题	協 力 所 員	主 催 者
4. 24	研 修 会	払田橋遺跡の発掘調査の現況	黒丸 三郎	太田町文化財保護審議会
5. 4	現 地 研 修	払田橋遺跡の概要	船木 義勝	湯沢北高校郷土研究クラブ
7. 9	郷 土 研 究 会	払田橋遺跡の発掘調査の概要	黒丸 三郎	角館町公民館公民大学
7. 13	研 修 会	払田橋遺跡の概要	黒丸 三郎	大曲市文化財保護協会
8. 2	現 地 研 修 会	払田橋遺跡の発掘現況	黒丸 三郎	岩手県水沢市胆沢城跡保存会
8. 3	拓 本 講 習	拓本のとり方	船木 義勝	秋田県教育関係職員互助会
8. 17	研 修 会	払田橋遺跡の概要	黒丸 三郎	秋田県教育庁福利課
8. 20	現 地 見 学	払田橋遺跡の発掘調査の現況	黒丸 三郎	仙北地方部企画管理室
8. 27	研 修 会	払田橋遺跡の概要	船木 義勝	仙北町教職員会
9. 6	史跡めぐり	払田橋遺跡の発掘調査の概要	黒丸 三郎	横手市公民館老人クラブ
9. 12	研 修 会	払田橋遺跡の概要と当時の酒	黒丸 三郎	秋田醸友会
9. 18	学 習 会	払田橋遺跡の発掘の成果	小西 秀典	仙北町水里部落会
9. 25	郷 土 の 歴 史	払田橋遺跡の概要	黒丸 三郎	仙北町公民館婦人学級
10. 2	史跡めぐり	払田橋遺跡の概要	黒丸 三郎	東成瀬村公民館老人クラブ
10. 23	学 習 会	払田橋遺跡の発掘調査の成果	黒丸 三郎	仙北町公民館老人学級
10. 26	リーダー講座	払田橋遺跡の発掘調査の成果	黒丸 三郎	大曲市生涯教育推進センター
10. 31	現 地 研 修	払田橋遺跡の発掘調査の現況	黒丸 三郎	羽後町教育委員会
11. 20	郷 土 史 学 習	払田橋遺跡の概要	黒丸 三郎	大曲市大川西根昔を語る会
11. 25	史跡めぐり	払田橋遺跡の概要	黒丸 三郎	大曲市龍政会

月 日	行 事 の 名 称	主 题	協 力 所 員	主 催 者
12. 24	研 修 会	払田柵遺跡の発掘調査の成果 船木 義勝 角間川の昔を語る会		
1. 31	研 修 会	払田柵遺跡の発掘調査の現状 船木 義勝 雄物川町		

仙北町主催第12回産業文化祭（11月2日～4日）に、払田柵跡中枢部の遺構配置図ならびに関係写真を展示す。

秋田県立博物館における「古代の城柵」展（9月4日～12月23日）に、展示資料協力機関として、主要出土遺物を展観す。

3 発掘調査への協力

（1）城神廻り遺跡

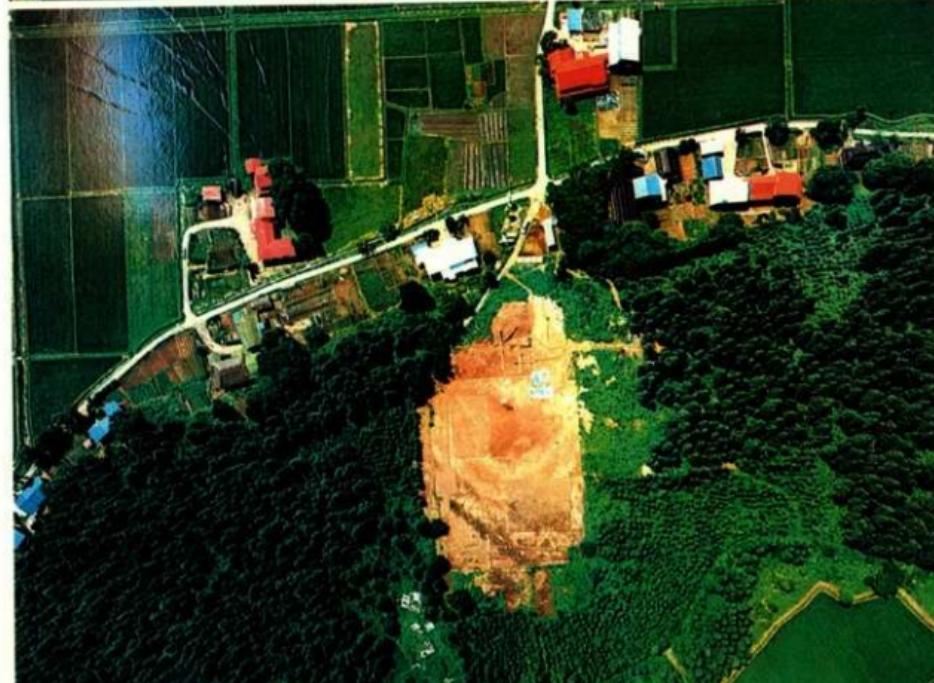
- ① 所 在 地 秋田県雄勝郡羽後町土館字城神廻り
- ② 期 間 昭和54年9月3日～9月4日
- ③ 調査主体 秋田県雄勝郡羽後町教育委員会
- ④ 協力所員 船木義勝

（2）藤木一本柳遺跡

- ① 所 在 地 秋田県大曲市藤木字一本柳
- ② 期 間 昭和54年10月22日～10月24日
- ③ 調査主体 秋田県教育委員会文化課
- ④ 協力所員 船木義勝、竹村昭雄

4 顧問会議の開催

第13回顧問会議 昭和54年8月30・31日







図版 1

1 第14次免振調査区

[北▶南]



2 同 (西▶東)



3 S M290道路

[南西▶北東]



図版 2



1 第23次発掘調査前
〔北▶南〕



2 同 発掘調査区
〔北▶南〕

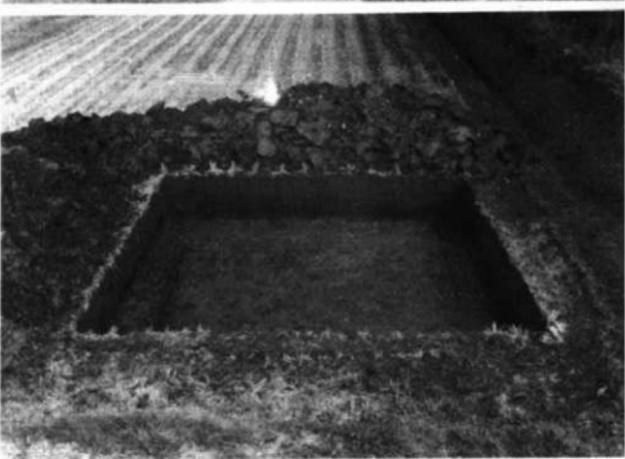


3 同 西壁土層
〔東▶西〕

第24次発掘調査前
〔南西▶北東〕



2 発掘調査区
〔南▶北〕



3 同 東壁土層
〔西▶東〕



図版 4

1 第25次発掘調査区〔南東▶北西〕



2 同 西壁土層〔東▶西〕





図版 5
1 材木痕跡 [南▶北]



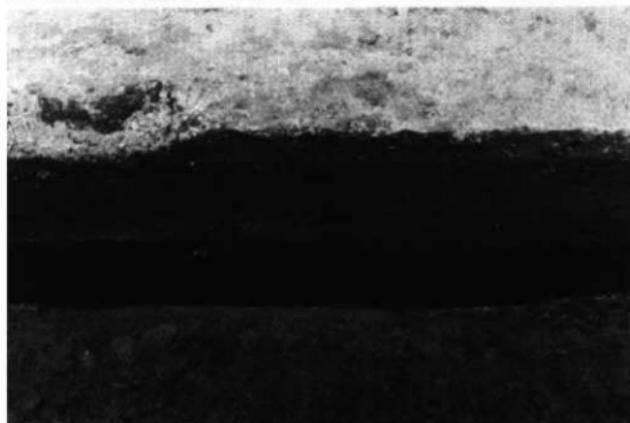
2 同 [東▶西]



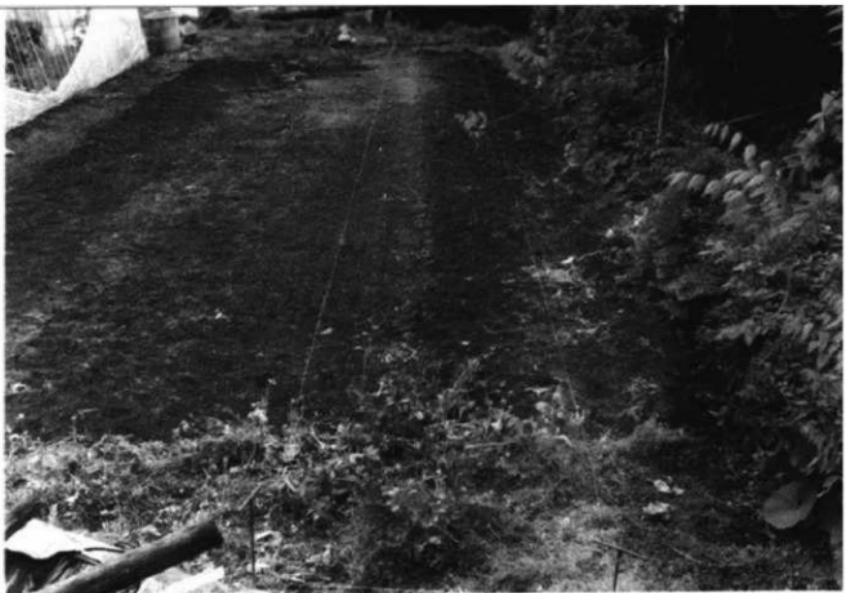
1 第26次発掘調査前
〔西▶東〕



2 同 発掘調査区
〔南▶北〕



3 同 東壁土層
〔西▶東〕



図版 7

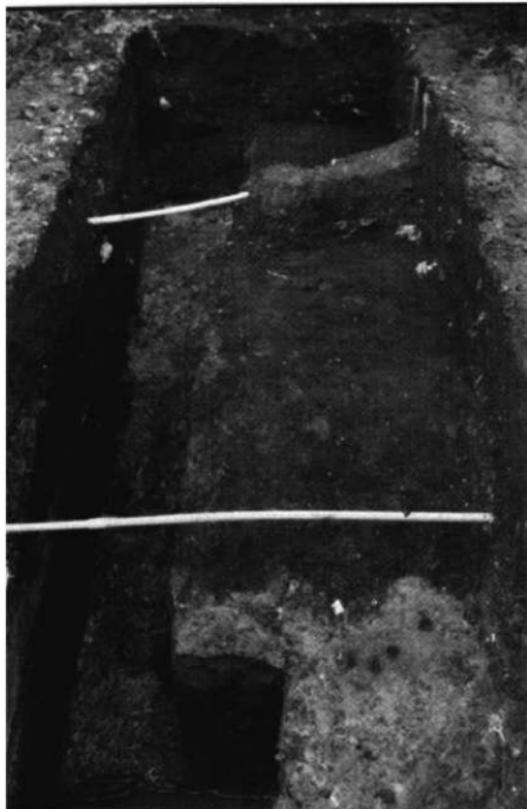
1 第27次発掘調査前 (北▶南)



2 同 発掘調査区 (北▶南)

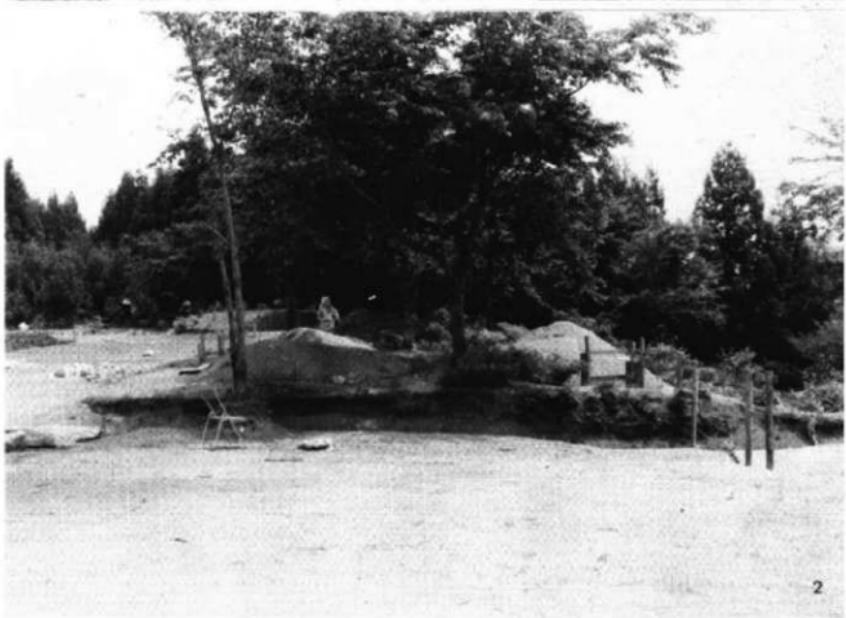
図版 8

1 盛土（護岸） [南▶北]



2 西壁土層 [東▶西]





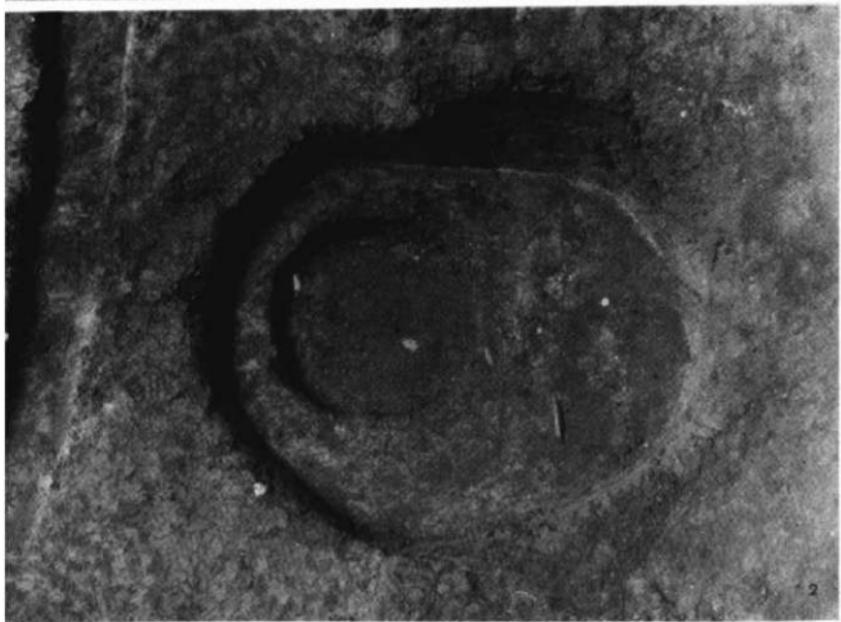
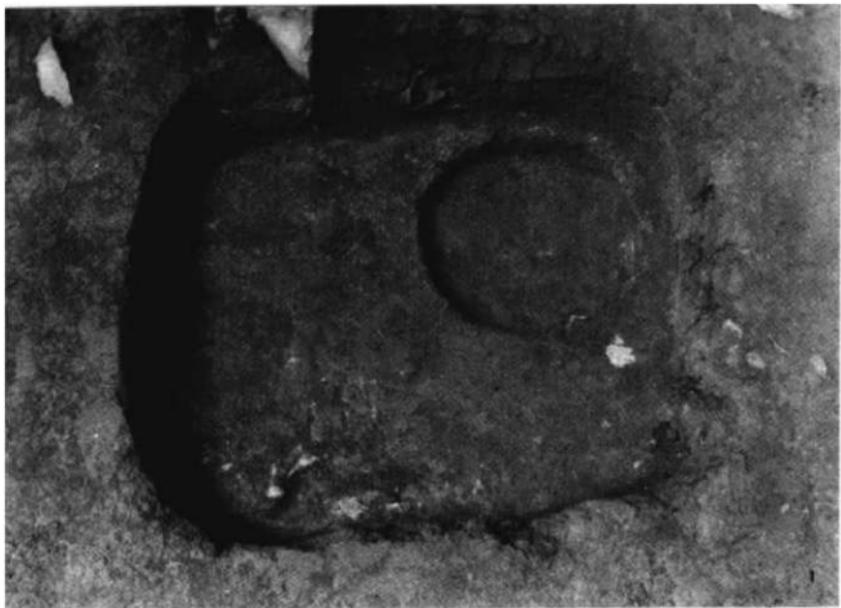
図版9 1 第28次発掘調査前 [南▶北] 2 同 [西▶東]



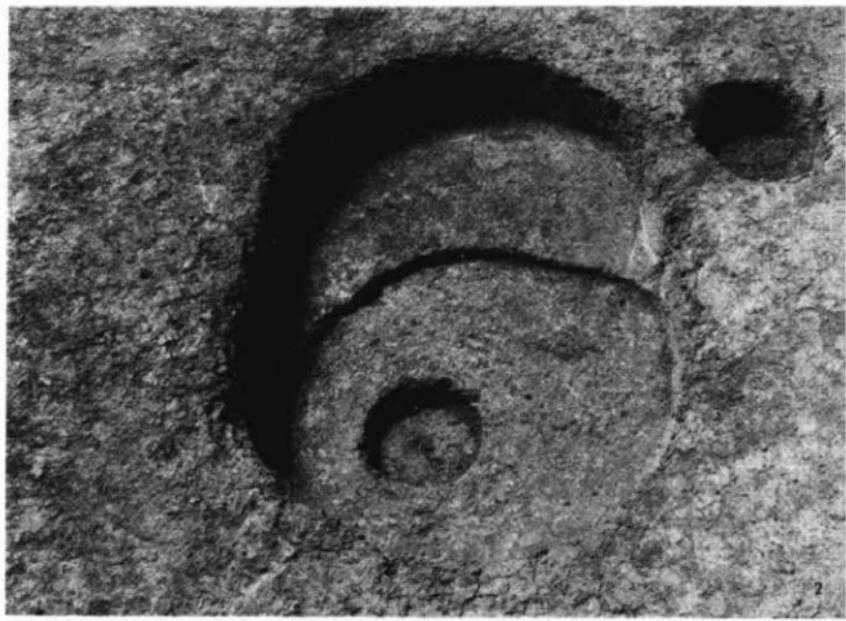
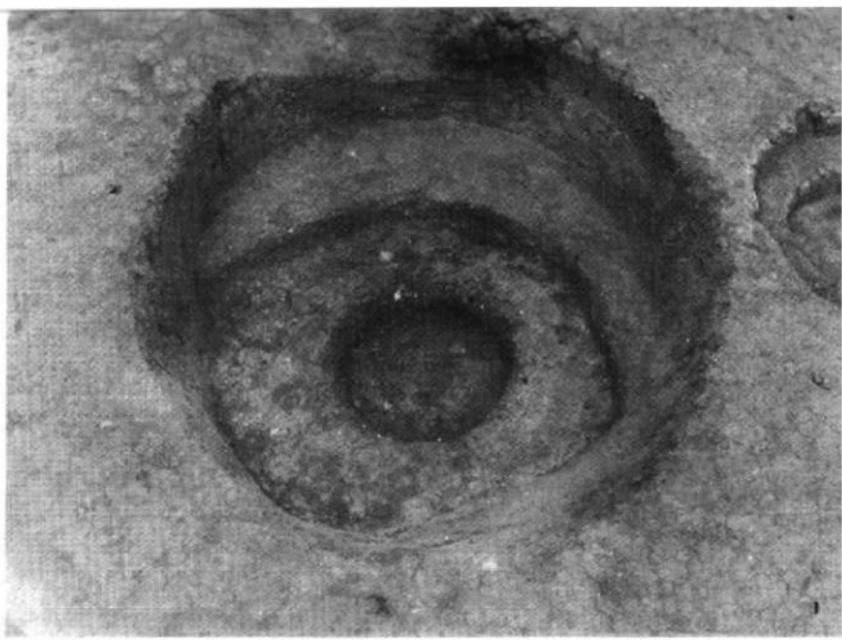
図版10 1 前殿 全景 [南西▶北東] 2 同 [東▶西]



図版11 1 前殿 全景 [北▶南] 2 同 [南東▶北西]



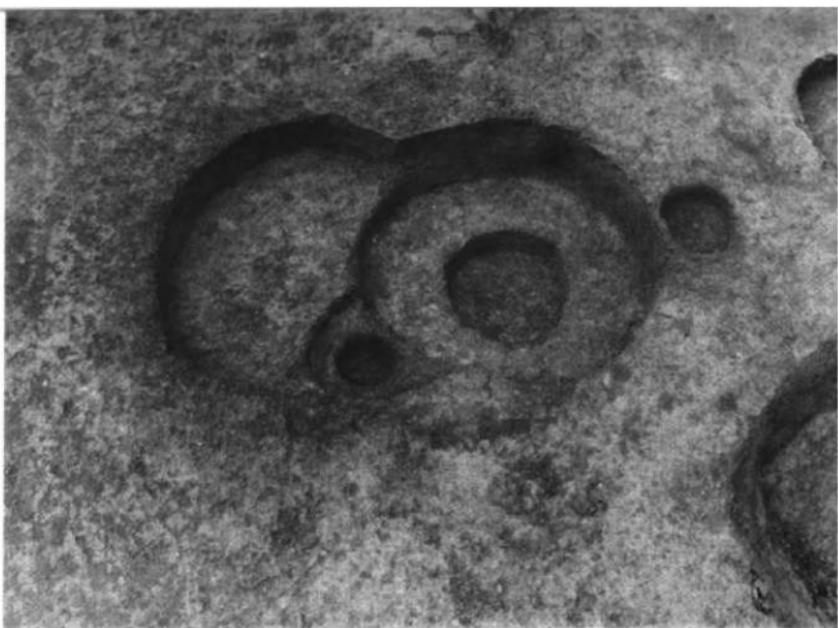
図版12 1 SB303-12建物 [東▶西] 2 SB229B-5建物 [東▶西]



圖版13 1 SB229A・B-10建物 [南▶北] 2 SB300A・B-13建物 [西▶東]



図版14 1 SB303-6、SB229A・B-15建物 [東▶西] 2 同 土層 [北▶南]



図版15 1 SB300A・B-7 建物 [東▶西] 2 同 土層 [西▶東]

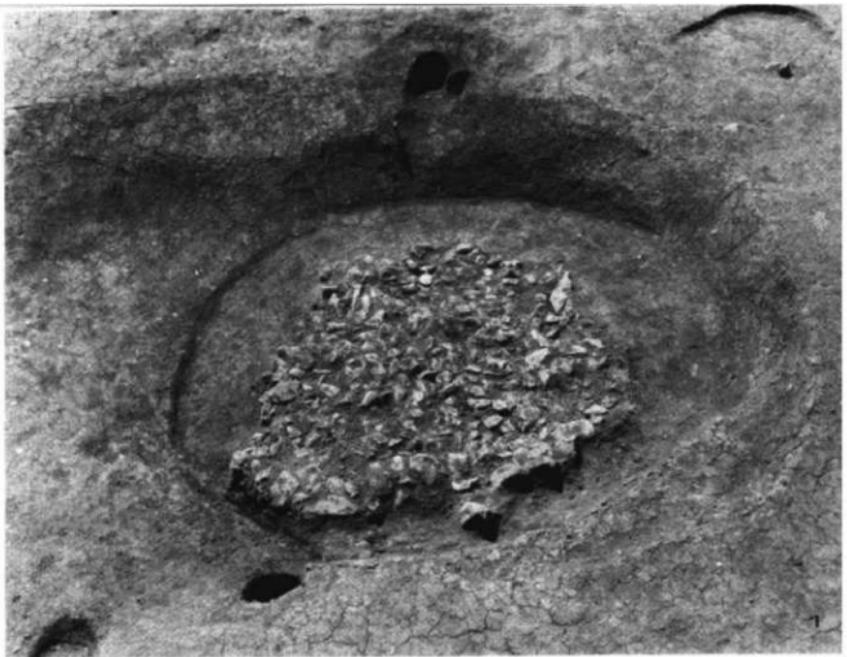


図版16

1 SD123・144・240溝
〔南▶北〕



2 SD240溝 土層 IR90
〔西▶東〕



図版17 1 SE296井戸〔東▶西〕 2 同 土層〔西▶東〕



3



11



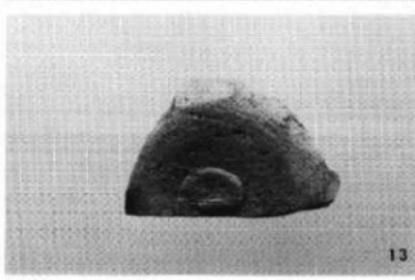
10



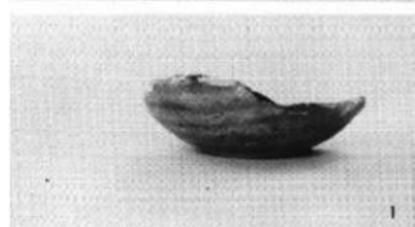
12



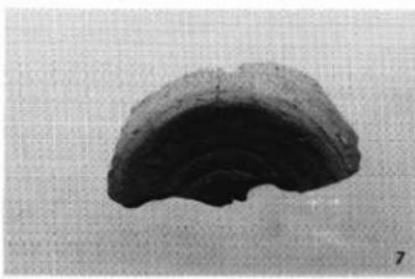
4



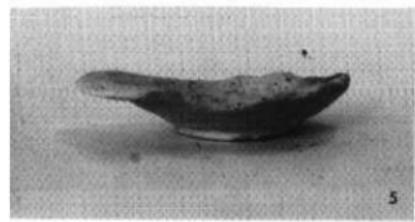
13



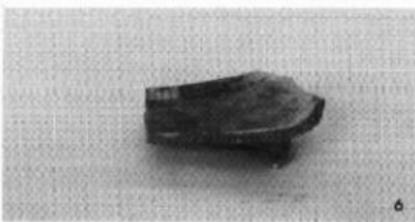
1



7



5



6

図版18 第28次発掘調査出土土器



図版19 1 第29次発掘調査区 遠景 [東▶西] 2 同 [西▶東]



図版20 1 SA307角材列、SL308壠跡 [西▶東] 2 SA307角材列 [北▶南]

図版21

1 第30次発掘調査区 遠景
F地区 [東▶西]



2 SA 309角材列 K地区 [西▶東]



図版22

1 SA 309角材列 K地区 [西▶東]



2 同 土層 [西▶東]

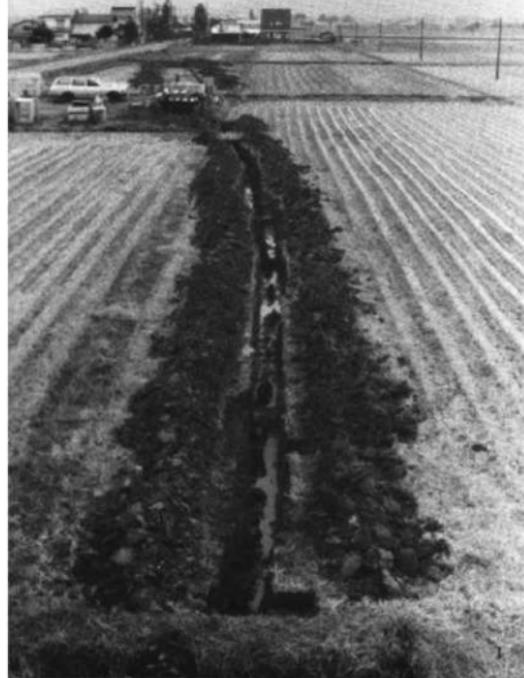




図版23 1 SA309角材列 P地区〔西▶東〕 2 同 〔東▶西〕

図版24

1 S A 309角材列 P地区
〔西▶東〕



2 同 [北▶南]



2

図版25

1 S A 309角材列 P地区
〔西▶東〕



2 同 縦断面 〔北▶南〕





図版26 1 角材土層 戸地区 [西▶東] 2 同 [北西▶南東]



1



2

図版27 1 烧き角材 2 同

払田査跡調査事務所要項

1 組織規定

秋田県教育委員会行政組織規則

第6条（地方機関の設置）

名 称	位 置
払田査跡調査事務所	仙北郡仙北町

第7条 文化課の所掌事務は、次のとおりとする。

8 扟田査跡調査事務所に関すること。

第8条 第2項 扟田査跡調査事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

1 史跡払田査跡の発掘およびこれに伴う出土品の調査研究に関するこ。

2 職員

職	氏名	備考
所長	高橋 司	文化課長 兼務（昭和55年1月転出）
所長	寺山 清利	教育次長 兼務（昭和55年1月新任）
学芸主事	富樫 泰時	文化課 兼務
学芸主事	船木 義勝	
主事	石塚 清光	文化課 兼務
嘱託	黒丸 三郎	
調査補助員	竹村 昭雄	
整理補助員	高橋 敏子	
整理補助員	町田 祐子	
仙北町派遣職員	小西 秀典	仙北町教育委員会主事補

3 顧問

払田査跡調査事務所の発掘・調査研究を適正に実施するため、顧問を委嘱した。

顧問 新野直吉（秋田大学教育学部教授 古代史学）